

◎議 事 日 程（第3号）

平成30年12月5日（水曜日）午前10時00分 開議

日程第1 一般質問（続）

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（18名）

1番	馬 淵 紀 明 君	2番	石 崎 誠 子 君
3番	佐 藤 信 男 君	4番	竹 村 仁 司 君
5番	高 松 幸 雄 君	6番	吉 川 三 津 子 君
7番	原 裕 司 君	8番	近 藤 武 君
9番	神 田 康 史 君	10番	島 田 浩 君
11番	杉 村 義 仁 君	12番	鬼 頭 勝 治 君
13番	鷺 野 聰 明 君	14番	山 岡 幹 雄 君
15番	大 宮 吉 満 君	16番	加 藤 敏 彦 君
17番	真 野 和 久 君	18番	河 合 克 平 君

◎欠 席 議 員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日 永 貴 章 君	副 市 長	鈴 木 睦 君
教 育 長	平 尾 理 君	会計管理者兼 会 計 室 長	加 納 敏 夫 君
総 務 部 長	伊 藤 長 利 君	企画政策部長	山 内 幸 夫 君
産 業 建 設 部 長	恒 川 美 広 君	教 育 部 長	大 鹿 剛 史 君
市 民 協 働 部 長	奥 田 哲 弘 君	上 下 水 道 部 長	鷺 野 継 久 君
消 防 長	横 井 利 幸 君	健康福祉部長兼 福 祉 事 務 所 長	伊 藤 裕 章 君
子育て支援事業 担 当 部 長 兼 児 童 福 祉 課 長	中 野 悦 秀 君		

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	服 部 徳 次	議 事 課 長	大 野 敦 弘
書 記	服 部 芳 樹	書 記	近 藤 泰 史

午前10時00分 開議

○議長（鷺野聰明君）

おはようございます。

本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・一般質問

○議長（鷺野聰明君）

日程第1・一般質問を続行いたします。

一般質問は、質問順位に従いまして順次許可することにいたします。

質問順位8番の9番・神田康史議員の質問を許します。

神田康史議員。

○9番（神田康史君）

議長の許可により発言の機会をいただきましたので、通告に従って質問させていただきます。

今回私が選びましたテーマは、愛西市の土地利用構想についてであります。その中でも、特に市街化区域、市街化調整区域、住宅建設等の可否等を含む問題であります。

それでは、まず土地利用に関する市の第1次総合計画、第2次総合計画、それに関連した問題、そして市街化区域、調整区域の問題、それをまた調整する都市計画法や農地法の問題、市街化区域への課題について、あるいは市街化の光と影等々について順次質問をいたしますので、本件につき素人である私どもに対して、わかりやすく御回答いただければと思います。

それでは、質問に入ります。

第1次総合計画の中で、これが第1次、これが第2次でありますけれども、総合計画の中で、佐屋地区では立体的な市街化形成を目指しながら、市の生活、文化、行政、スポーツ等の総合的な交流拠点として位置づけるという趣旨であります。佐織地区では、立体的な市街化形成を目指しながら、生活、文化、商業機能の充実を図り、北の地域交流拠点としての整備を進めます。特に、勝幡駅周辺の整備を進めるとともに、沿道型サービスの土地利用などを図り、利便性の高い生活環境づくりに努めますとあります。また永和地区では、永和駅を中心とした地区では、市南東部の玄関口として、駅周辺の整備を進めるとともに良好な住環境の整備に努めます。湊高地区では、学校等の立地に合わせて文教地区としての環境づくりを進め、子供や高齢者などに配慮した人に優しいまちづくりに努めます。佐屋南地区では、この佐屋南地区というのは、多分、西保、東保、立田南部、西條、東條、本部田地区、この付近を指すと思われますが、高速道路インター周辺での生産物流機能の計画的誘導や、配置を検討し、市南部の拠点づくりに努めますとあります。農業系用地、市街地周辺に広がる優良農地については、保全を図るとともに、生産の高度化等豊かな資源としての活用を図ります。

このように、1次総合計画ではありません。

そこで、まず質問でありますけれども、この1から5、つまり佐屋地区、佐織地区、永和地区、湊高地区、佐屋南部地区、こういった地区の土地利用計画構想の評価を市当局はどのように考えてみえるのかをお聞かせください。

2番目の質問として、まちづくり市民会議が、設置要綱第2条第2項を根拠に評価を行っているわけでありまして、その評価についても御回答をお願いいたします。

また、この基本構想のもとに、当然、基本計画や具体的な実施計画に落とし込んだ形で施策を打たれているわけですので、そういったことをイメージして回答をまとめ上げていただければ結構です。

次に3問目として、2次総合計画は1次総合計画とは切り口を変えて、拠点と都市軸に集約され行われるとあります。なお、第1次総合計画においても、若干ゾーン別の構想をかいま見ることができますけれども、私には切り口が変わっていると、切り口を変えたというふうに映ります。そこで質問です。この切り口を変えた理由を御回答をお願いいたします。

次に、話は変わりますが、私は、佐屋地区、なかんづく永和学区、これは善太、鰯江、大野、大井地区の4つですけれども、ここの選出市議員であります。大井や善太地区でよく聞くお話で、土地はあるのに家が建てられない、どうしてという疑問であります。また、市に相談したら、そこは市街化調整区域だからという回答。どうして市街化調整区域には住宅が建てられないのかの疑問が寄せられます。

そこで質問をいたします。住宅の建てられる市街化区域と、建てられない市街化調整区域の違いはどこにあるのか。また、その許認可権、つまり決定権はどこにあるのかを質問いたします。また、市街化調整区域であっても、一律に建物を建てられないわけでもないということも耳にします。

そこで、次の質問をいたします。5問目、市街化調整区域であっても、住宅が建設可能な場合があると聞かすが、それはどのような内容、どのような場合であるのかを御説明ください。

次に、愛西市は近隣と比べて市街化の区域が少なく、住宅が建てにくいとも言われております。そこで6番目の質問をいたします。愛西市と近隣、とりわけ4市2町1村、4市、愛西市、津島市、弥富市、あま市、2町、大治町、蟹江町、1村、飛島村に該当すると思われませんが、の市街化区域と市街化調整区域の割合の現状を教えてください。

次に、視点を変えて、市街化調整区域、市街化区域を実質的に規定している都市計画法、農地法とはどのようなものなのかについて質問をいたします。御回答よろしくをお願いいたします。

さらに続けて、市における市街化拡大を阻む課題は一体何なのかという問題であります。最後の質問で、市街化により土地の利活用が促進される半面、固定資産税等の高騰や、乱開発が助長される可能性がある。市街化区域が拡大された場合の光と影について質問をいたします。

以上9問、よろしくお願いいたします。

#### ○産業建設部長（恒川美広君）

まず、1点目の土地利用構想の評価という御質問でございます。

第1次総合計画の土地利用構想に関する評価等でございますが、都市基盤整備の主な実績といたしましては、既存市街地での幹線道路や下水道の整備を初め、勝幡駅前広場、総合斎苑などの都市施設の整備、市役所周辺の地区施設の整備などがございます。また、都市計画の基本的な方針としまして、都市計画マスタープランを作成し、良好なまちづくりの実現に向けた整備に努めてまいりました。しかしながら、市南部における駅周辺整備や、産業集積などの交流拠点づくりにつきましては、一定の取り組みや実績はあるものの、今後の整備に向けて課題が残っているものと認識をしております。

#### ○企画政策部長（山内幸夫君）

私からは、まちづくり市民会議による評価でございます。土地利用構想につきましては、第1次総合計画において、基本構想に位置づけをされております。まちづくり市民会議においては、基本構想に直接的な評価はしておらず、基本構想に掲げました目標実現をするための基本計画において評価を実施しております。

御質問いただきました内容に関連する基本計画の中から、代表的なものを1つ挙げますと、良好な住環境を推進するといった基本施策がございます。この基本施策に関する指標への評価につきましては、現状維持という結果でございました。以上でございます。

#### ○産業建設部長（恒川美広君）

次に、第2次総合計画と第1次総合計画の変えた2ということでございます。第2次総合計画の土地利用計画におきましては、都市軸は都市内外をつなぐ連携、交流の動線、拠点は都市形成の核となるもの、ゾーニングは機能ごとの土地のまとまりを示すものとしております。これまでに策定をいたしました第1次総合計画では、及び第2次総合計画とに、市の東部地区に市街地ゾーンを配置し、西部地区に農業保全ゾーンを配置しております。合併後に初めて作成いたしました第1次総合計画では、旧町村の地区単位が今後どのような方向性に向かっていくかを主体とした構成でございました。

第2次総合計画では、各地区の役割や特性に応じたゾーン別土地利用により、基本的な方向性を示しております。このことは、各地区の特性を生かしつつ、その時代に合った、できるだけわかりやすい構成に配慮したものでございます。

次に住宅の関係で、市街化区域と調整区域の違いと、また許認可権の関係でございます。

市街化区域及び市街化調整区域の線引きは、都市の無秩序な市街化の拡大を抑制し、計画的な市街地形成を図ることを目的に定められております。そのため、市街化区域は既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域であります。一方、市街化調整区域では、市街化を抑制すべき区域であります。また、都市計画法に基づく許認可に関する事務処理の権限につきましては、愛知県知事であり、愛知県尾張建設事務所建築課において許認可事務をしております。

次に、5件目の調整区域での住宅が可能な場合という御質問でございます。

市街化調整区域に住宅を建設する場合の許可要件の主なものとしましては、都市計画法第29条第2号に該当する農林漁業の業務を営む者の住宅であります。そのほか、都市計画法第34条

第14号に、その他やむを得ない開発として、開発審査会基準が第1号から第18号までとなっております。その中には、開発審査基準第1号に該当する分家住宅、第7号の自己用住宅、第17号の既存宅地における分譲住宅や自己用住宅があります。都市計画法第29条第2号開発審査会基準第1号、7号は申請者の世帯及び居住要件などで審査・許可されるものであります。開発審査会基準第17号では、宅地となった時期や連担性など、土地に関する要件で審査・許可されるものとなっております。

続きまして、6つ目の御質問でございます。

近隣市の市街化調整区域と市街化の割合と現状という御質問でございます。

愛西市における市街化区域の割合につきましては、市の行政面積6,670ヘクタールのうち、市街化区域は315ヘクタール、割合は約4.7%となっております。近隣市の状況を見ますと、津島市は、行政面積2,509ヘクタールのうち、市街化区域は666ヘクタール、割合は約26.5%でございます。あま市におきましては、行政面積2,749ヘクタールのうち市街化区域は1,150ヘクタール、割合は約41.8%でございます。次に、弥富市は行政面積4,900ヘクタールのうち市街化区域は1,012ヘクタール、割合としましては約20.7%でございます。大治町につきましては、行政面積650ヘクタールのうち市街化区域は611ヘクタール、割合は約92.7%となっております。蟹江町につきましては、行政面積1,109ヘクタールのうち市街化区域は417ヘクタール、割合は約37.6%となっております。

次に、7つ目の都市計画法、農地法の関係でございます。

市街化区域及び市街化調整区域を指定するに当たり、都市計画法第7条では、都市計画区域について無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図るため、必要があるときは都市計画に市街化区域と市街化調整区域との区分を定めることができるとされております。その場合、区域区分に関する都市計画を定める場合の決定権は、愛知県が定めることとなっております。また、市街化調整区域の農地につきましては、農業振興地域の整備に関する法律や農地法による制限がございます。農業振興地域の整備に関する法律につきましては、農用地区域の除外の要件を満たす必要があります。農地法につきましても、農地転用の許可基準を満たす必要があります。

次に、8つ目の本市の市街化区域の課題という御質問でございます。

本市の市街化区域の課題の主なものとしましては、昭和60年市街化区域に編入した建蔽率約30%、容積率50%の淵高地区の第1種低層住居専用地域について、計画的な市街化の形成を進展していないため、市街化調整区域への編入の検討が必要となるため、暫定用途地域の速やかな解消が求められております。

そのほかに、昭和45年当初から、市街化区域に指定された狭隘道路が多い旧市街地の基盤整備、社会情勢や土地利用変化に伴う用途地域の見直しや低未利用地における都市的土地利用の推進などが課題として上げられております。

最後に、9つ目の市街化区域のメリット、デメリットの御質問でございます。

市街化区域のメリットとしましては、住居系の市街化区域拡大の場合は、人口の増加の受け

皿となると考えており、人口減少を緩やかにすることができると思われます。そのほかに、資産価値の上昇、市税等の増収、都市的土地利用の整序や経済活動の基盤の充実が考えられます。またデメリットとしましては、都市基盤整備やインフラ投資など、多大な費用が想定されます。また既成市街地においては、十分な都市基盤を整えていない市街化区域の未利用地の利活用が進まないことや、旧市街地の空洞化や、空き家、空き地などが増加していくことも想定されると考えております。以上でございます。

#### ○9番（神田康史君）

ありがとうございました。

今、1問から9問まで質問させていただきましたけれども、1問、2問、3問、このいわゆる第1次、第2次総合計画における切り口の違いというのは、どちらかという第1次においては合併した直後であって、個々の地域を今後どうしていくかということをお皆さんにわかりやすくするために対応されていると。そして、今般できました第2次においては、もう合併13年ぐらいたっているわけですから、もう少し包括的な、いわゆる農業ゾーンと商工業ゾーンに分けていくと、そんなような切り口がかいま見えるように感じました。要は、合併前の旧町村の地区単位が今後どのような方向に進むかということに主眼を置かれた対応をされているという部分が、今回の2次と少し違うなという感じでありました。

それから、4問、5問、6問の問いの辺で、私が調整区域と市街化区域の問題でお話を申し上げましたけれども、特に6問目の近隣市町村との差を見ますと、先ほど申されました大治町92.7%、あま市41.8%、蟹江町37.6%、津島市26.5%、弥富市20.7%に対して、愛西市4.7%、これは異常に低い数字であるということが言えると思います。先ほど答弁されませんでしたけれども、飛島村においても39.6%の市街化率であります。ただこの要因は、やっぱり今の市長や職員の方に責任があるわけじゃなくて、要は、私が質問しました8問目の、本市における市街化区域の課題、つまり乗り越えられなければいけない阻害要因というのが現実にあるということですね。それは、昭和60年に市街化区域に編入されたときの瀏高地区の問題、これは残念ながら置き去りにされている。それから、昭和45年当初から市街化区域に指定され、狹隘道路の多い旧市街地の基盤整備、これも置き去りにされていると。昭和45年といえば、多分市長が生まれる前だと思います。昭和60年、これも33年ぐらい前からずっと市の積年の課題として合併前から持ち越されている課題であり、これは大きく市街化の阻害要因になっていると私は感じています。さりとて、この異常な市街化率の低さについては、やはりもう少し我々も努力すべきではないかというふうに感じております。

市街化調整区域が多いということは、土地が塩漬けになるということです。そして周りの風景、景色は全く変わらないということです。まちが開発されて活性化しているといった実感が全く湧かない、得られないということです。停滞感、寂れた感が非常に痛感する昨今であります。これが今の愛西市の現状であります。さりとて、じゃあ市街化をいっぱいやっていいのかと申しますと、残念ながら、それに対する懸念、デメリットもたくさん存在するような感触を持ちました。

これは、問い9で問うたときに言われました。やはり過大な投資がかかるということとか、それからメリットのほうは人口の受け皿、人口減少にブレーキをかけられる余地があるということではありますけれども、逆に資産価値の高騰、多分固定資産税等の市税、私一度税務課等で調べていただきましたけれども、私の今持っている土地約400平米、百十二、三坪ですけれども、固定資産税を払っております。これが昔は、54年に父親から、私は農家の三男坊ですので、いただいて贈与税を払って、生前贈与でもらって宅地化しました。そのときのいわゆる住宅の固定資産税と、もしあれが現在田地であれば、一体幾らかということ税務課に聞きました。圧倒的に税率が違いますので、課税の価格が違います。

これは、今回はまだ概論でお話を申し上げており、少しずつ土地の問題について各論にシリーズで入っていきたく私は考えておりますけれども、やはり痛みもあります。メリット、デメリット、つまり光と影はやっぱり相交錯するわけです。しかし、やはりこの4.7%という状況は看過できない状況にあらうと私は思っております。市街化を進めていく必要性を私は感じております。しかし、今、るる1から9問まで質問させていただきましたが、それが愛西市の現状、実情であることもわかりました。

今回はこれで私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

**○議長（鷲野聰明君）**

9番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとらせていただきます。再開は10時40分といたします。

午前10時30分 休憩

午前10時40分 再開

**○議長（鷲野聰明君）**

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位9番の3番・佐藤信男議員の質問を許します。

佐藤信男議員。

**○3番（佐藤信男君）**

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い私から大きく2項目をお尋ねいたしますので、よろしく願いいたします。

大項目の1つ目として、財政状況と予算編成について、大項目の2つ目としまして、災害に備えた防災対策の強化についてを質問させていただきます。

質問が他の議員と重複する項目などについては割愛をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

大項目の1つ目でございます。

本市の財政は、歳入面では企業誘致の実現による雇用の創出や、それに伴う税源の拡大により、固定資産税及び法人市民税の増加が期待されます。しかし、それを上回る人口の減少や少子・高齢化などにより、さらに自主財源の確保が難しくなり、地方交付税の依存度が高いなど、

極めて厳しい状況にあります。さらに、地方交付税が合併算定がえの終了により、平成28年度から5年間かけて段階的に縮減されてきております。

歳出面では、社会保障費などの増加や保有する公共施設の維持管理費など増加傾向にあります。財政状況がかつて経験したことのない厳しい状況にあり、これまで以上に自己決定と自己責任に基づく地域の実情に合った特色あるまちづくりが求められ、将来を見通した財政運営が必要だと考えます。今後は、歳入歳出の見通しを的確に踏まえ、行政と市民が行政改革の必要性を共有し、収支の改善に向けた踏み込んだ改革を計画的に進める必要があると考えます。

一般財源予算の縮減を図るため、国・県等の交付金の獲得など、積極的に進める必要があります。また、事務事業の重点化と効率化を図り、市本来の財政規模で真に必要な事業を実施していく必要があります。財政運営には経営感覚を取り入れ、設定した財政指標をクリアするため、的確な現状把握に基づいた施策の実施が必要と考えます。

それでは、順に財政状況についてお伺いいたします。

地方公共団体の財政力を示す数値で、数値が高いほど財源に余裕があると言われております。愛西市の財政力指数をお伺いするとともに、愛知県で何番目かお伺いをいたします。

次に、実質公債費比率についてお伺いいたします。

実質公債費比率の意味をわかりやすく説明をお願いするとともに、比率をお願いし、近隣市との比較をお伺いいたします。また、経常収支比率についても同様にお伺いいたします。

続きまして、大項目の2つ目の、災害に備えた防災対策の強化についての質問であります。

日本では、古くから言い伝えられている「天災は忘れたころにやってくる」は、最近頻発している大地震や風水害の状況を見ると「天災は次から次へとやってくる大災害」ではないでしょうか。東日本大震災、熊本地震、そして北海道地震。また、集中豪雨による浸水被害、河川の氾濫、土砂災害等が発生し、日本のあちこちで甚大な被害がもたらされました。近い将来発生することが懸念されている南海トラフ巨大地震に備えて、過去の被災地の厳しい体験から得たさまざまな教訓を忘れずに、地域と行政が一体となって減災対策を進めることが大切であるというふうに考えます。

本市においては、津波避難計画にあるように、南海トラフ巨大地震が発生した場合、最大震度7の揺れに見舞われ、同時に液状化も発生し、その後、河川を遡上する津波による浸水が予測されます。市内の大半がゼロメートル地帯であるため、一たび浸水すると長期にわたることが予想されます。自然災害は、地震だけではありません。地震に伴う液状化、集中豪雨、台風や竜巻などの強風、高潮などが考えられます。防災対策のあり方もそれぞれ異なり、対応もより複雑なものとしております。

それでは、順に防災対策についてお伺いいたします。

家庭内において、大型冷蔵庫、たんす、液晶テレビなどを固定しておかないと命にかかわる危険があるので、ぜひ固定すべきかと考えますが、家具の転倒防止対策の周知などの実施状況についてお伺いします。

次に、防災グッズの備えに関しては、最近ではさまざまなことが伝えられています。ふだん

から持ち歩くもの、自宅に備えるもの、職場などに備えるもの、非常時に持ち出すものなどがあります。避難に関しては、最近推奨されているのは自宅避難です。倒壊等で家に住み続けることが難しい場合を除き、家が無事なら自宅で避難生活を送ることを進めております。避難所の仮設トイレは環境の悪い場合があり、トイレを我慢して体調を壊す人がいます。また、騒音や悪臭などのさまざまなトラブルも発生します。こういったことから、自宅での避難生活も選択の一つであります。その自宅避難を快適にするため、最低限7日分の水と非常食の準備、カセットこんろとボンベ、7日分の携帯トイレ、ランタン、十分な量の新聞紙、ゴミ袋などを備えておくといふことです。

そこでお伺いいたします。

防災グッズの備えの周知と、各家庭での実施状況についてお伺いいたします。

次に、本市で目標を定めて計画的に進められている資機材や必需物資の備蓄状況についてお伺いいたします。

以上で総括質問を終えます。それぞれ御答弁をお願いいたします。

#### ○総務部長（伊藤長利君）

それでは、私から財政状況につきまして御答弁をさせていただきます。

本市の財政力指数でございますが、平成30年度で0.63、県下の順位は県内38市中37位でございます。

次に、実質公債費比率の説明でございます。

地方公共団体の一般会計等が負担いたします、元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本といたしました額に対する比率でございます。実質公債費比率の近隣市との比較でございますが、愛西市は平成29年度決算で4.0、津島市につきましては5.0、稲沢市は3.2、あま市は7.1、弥富市は6.3でございます。

次に、経常収支比率の説明でございますが、地方公共団体の財政構造上の弾力性を判断いたします指標の一つであります。この率が高いほど財政構造上の硬直化が進んでいるとされております。この指標が高ければ高いほど、柔軟な事業展開や新規事業等に充てる財源が少ないということでございます。

また、経常収支比率の近隣市との比較でございますが、愛西市は平成29年度決算で87.8、津島市が92.5、稲沢市が90.2、あま市が91.4、弥富市が87.4でございます。以上でございます。

#### ○市民協働部長（奥田哲弘君）

それでは、私から防災対策について御答弁をさせていただきます。

まず、家具の転倒防止対策の周知につきましては、出前講座等で行ってございます。また、防災グッズの備えの周知や、各家庭での実施につきましては、出前講座にて非常時持ち出し品の紹介や、ハザードマップや広報により周知をしております。

次に、資機材や物資の備蓄状況でございますが、市民アンケートの結果では約4割の方が個人備蓄を行っているという結果から、平成26年度に愛知県が発表した南海トラフ地震の被害予測調査結果の避難者予測数1万6,000人のうち、避難所避難者の予測9,000人に対する6割の

5,400人分を配備目標として計画的に備蓄しているところでございます。以上でございます。

### ○3番（佐藤信男君）

御答弁ありがとうございます。

それでは、順次再質問をさせていただきます。

最初に財政状況であります。

御答弁にありましたように、財政力指数から判断すると、愛西市の財政力は非常に弱く、財源に余裕がなく、愛知県下では極めて低位に位置づけされていることがよくわかりました。

次に移ります。

既に過去の記憶となりつつある2007年、夕張市は財政破綻で財政再建団体に指定されました。今でも時々マスコミに取り上げられ、現状が報道されています。当時の多くの地方自治体の状況は、組織全体として破綻しかけている、そういっても言い過ぎではないほど地方財政の悪化が進んでいましたし、また進みつつありました。現在の国・地方における財政制度を通じた資金繰りそのものが危うくなりかけているからとも言われております。地方自治体の資金手当ての方法としては、自前の税収のほか、国からの補助金、地方交付税、交付金、地方債の発行、金融機関からの借入れがあります。それらのそれぞれの資金繰りが難しくなっております。

そこで、なぜ財政が悪化するのかといいますと、収入より支出額のほうが大きい状態が慢性化していることにつきます。具体的には、少子・高齢化と景気低迷のあおりを受け、税収は減少傾向となり、預金に当たる基金は非常時に備えある程度は必要であります。減少傾向となっていく、最後には底をつきます。また、過去に発行した多額の地方債の返済、公共施設や道路・河川等の維持管理など、これらの影響で行政施策のための支出がふえる一方であります。このような状態を放っておくと、どのような自治体でもいずれ最後は財政再建団体に転落する可能性があります。そうなってからでは遅いのです。

これからの愛西市は、地域間競争に生き残り、自立した持続可能な自治体を目指さなければいけないと考えます。愛西市に住んでよかったと市民の皆さんが思えるまちづくりを目指していきたいと考えております。

では、地方交付税の質問に移ります。

地方交付税とは、所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全額とされて、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう、財源を保障するためのもので、地方の固有財源であるとのことだそうです。これではなかなか理解ができません。そこでお伺いします。内容確認を含め、もう少しわかりやすく説明をお願いいたします。また、交付税の決定額についてお伺いいたします。過去3年の交付税額をお願いいたします。

### ○総務部長（伊藤長利君）

それでは、まず地方交付税の説明でございますが、地方公共団体ごとに地方税額に大きな差がある中で、地方公共団体の財源の不均衡を調整するために設けられているものでございます。

これは財政力の弱い地方公共団体に対しまして、地方交付税という形で再配分をしているものでございます。また、交付税の決定額につきましては、平成27年度の普通交付税は55億3,447万円、特別交付税は3億7,192万円。平成28年度の普通交付税は54億1,021万円、特別交付税は3億5,862万円。平成29年度の普通交付税は51億1,367万円、特別交付税は3億3,245万円。平成30年度の普通交付税は50億5,113万円、特別交付税につきましてはまだ決定前でございます。以上です。

**○3番（佐藤信男君）**

御答弁ありがとうございます。

地方交付税制度の内容がよく理解できましたが、交付税の決定額がかなり大きく減額されてきております。合併算定がえの縮減が原因かと思いますが、確認を含め合併算定がえの内容と縮減決定についての経緯、今後の交付税決定額の縮減見込みについて、それぞれわかりやすい御答弁をお願いいたします。

**○総務部長（伊藤長利君）**

それでは、合併算定がえの内容及び今後の縮減の見込みでございますが、具体的には、平成17年4月1日に市町村合併いたしました当市は、平成27年度までは愛西市の財源不足額、いわゆる一本算定でございますが、これにより有利な旧町村ごとに算出いたしました財源不足額の合計額、いわゆる合併算定がえでございますけれども、これから地方交付税が算出をされてまいりました。また、平成28年度からこの激変緩和期間となりまして、合併算定がえと一本算定の差額の縮減が始まっている状況でございます。

今年度は激変緩和期間の3年目でございますが、合併算定がえと一本算定の差額の5割が縮減をされてまいりました。また、平成31年度は7割にまた縮減をされ、平成32年度につきましては9割を縮減がされる予定でございます。そして、最終平成33年度からは一本算定に変わります。新たに地方交付税が算出されることとなっております。今年度ベースで試算いたしますと平成33年度の普通交付税は今年度より約5億1,000万ほど減が見込まれ、その額といたしましては45億円程度になる予定でございます。以上です。

**○3番（佐藤信男君）**

御答弁ありがとうございます。

今後も交付税決定額が縮減されるということですが、本市にとって収入が削減されることになるわけですが、財政運営上どのような対応をして進めていくのかお伺いいたします。

**○総務部長（伊藤長利君）**

縮減によります財政運営上の対応でございますが、歳入におきます財源の積極的な確保を図るとともに、必要な施策を的確に把握することで歳出の抑制に努め、市債発行額を必要な借入れのみに限定をいたしまして、健全な財政運営を行ってまいります。また、必要に応じまして各基金の取り崩しによりまして、適正なタイミングで基金充当を行ってまいり所存でございます。以上です。

**○3番（佐藤信男君）**

御答弁ありがとうございます。

次に、基金残高と地方債残高についてお伺いいたします。

自治体の財政状況につきましては、いろいろな解釈や理解があろうかと思えます。自治体の借入金は、民間とはちょっと性格が異なるので、ある程度の市債残高は大目に見ても大丈夫、うまく回していけばそれでよいのではないか。あるいは合併特例債分などは市債残高の中でも有利な起債分だから心配することはないのではないか。また、臨時財政対策債は交付税措置されるから、市債残高としての考慮の必要がなくてもよいのではないか。逆に、市債残高はあくまでも借金であり、国の財政状況は相当厳しいものがある。いつどんな状況に変わるかもしれないから、一刻の猶予もなく地方自治体の財政状況をよくすべきだという意見。また、自治体の貯金に当たる基金への考え方、財政調整基金は多額の預金だから、行政サービス向上のためにどんどん使うべきであるという意見。集中豪雨に見舞われた自治体が、財政調整基金を取り崩して緊急的に自治体の応急復旧に使用した事例。だから、最近の災害事例を考慮すれば、財政調整基金はある程度保有すべきだという意見。さまざまな解釈や理解がありますが、問題なのは、市の方針と根拠だと理解をしております。

お伺いします。まず、基金残高については、主なものと、残高の合計額、また地方債残高についてもそれぞれ過去3年間お伺いいたします。

#### ○総務部長（伊藤長利君）

それでは、基金残高及び地方債残高につきまして、御答弁させていただきます。

まず、基金の残高でございます。

過去3年間の残高につきましては、主なものといたしまして、普通会計分でお答えをさせていただきます。財政調整基金につきましては、平成27年度末で約70億8,069万円、平成28年度末で約76億6,730万円、平成29年度末で約72億1,629万円でございます。

次に、減債基金でございます。平成27年度末で約3億7,679万円、平成28年度末で約6億6,891万円、平成29年度末で約6億7,047万円でございます。

次に、その他特定目的基金でございます。平成27年度末で約70億8,771万円、平成28年度末で約73億9,013万円、平成29年度末で約85億867万円でございます。

続きまして、起債の関係でございます。過去3年間の地方債残高につきましては、平成28年度末で約321億6,461万円、平成29年度末で約308億1,623万円、平成30年度末で約300億4,637万円でございます。以上です。

#### ○3番（佐藤信男君）

御答弁ありがとうございます。

それでは、本市において健全な財政運営をするためには、財政調整基金、公共事業整備基金の残高はどの程度が必要と考えるのかお伺いいたします。また、同じように地方債残高はどの程度までが許容範囲なのかお伺いいたします。

次に、愛西市が地震や台風や集中豪雨に見舞われ、被害が発生した場合、財政調整基金を取り崩して緊急的に使用することがあるのかどうかをお伺いいたします。

○総務部長（伊藤長利君）

それでは、財政調整基金及び公共事業整備基金の残高はどの程度必要かという御質問にお答えいたします。

財政調整基金につきましては77億円が現在必要と判断しております。根拠といたしましては、標準財政規模の10%程度に当たる約15億円に、普通交付税の合併算定がえが段階的縮減分を加味いたしまして、10年に緩和した場合の差額分約26億円と、また南海トラフ巨大地震に対します災害復旧費36億円を加えた額となっております。

続きまして、公共事業整備基金につきましては103億円を目標に積み立てております。根拠といたしましては、現状のまま全ての公共施設等資産を維持するための更新費用といたしまして、減価償却累計額相当額が必要であるとの考えに基づきまして、その10%程度を一つの目安としておる状況でございます。

先ほどの災害時におきます措置及び景気後退時の市税の減収に備え、財政調整基金は約77億円、直近3年間ごとに要する公共施設の老朽化対策として、公共事業整備基金約103億円は基礎的に確保していくべきと考えております。

次に、地方債残高の許容範囲につきましては、許容の具体的数字はございませんけれども、一つの目安といたしまして、地方債残高に関連いたします実質公債費比率がでございます。質問の初めに御答弁させていただきましたように、現在、比率も低く、当市が健全な状態で推移していると考えております。

次に、地震や台風や集中豪雨に見舞われた場合、財政調整基金を取り崩して使用するかにつきましては、大規模災害発生時は、市民の生活に直結した緊急を要する対応施策が求められます。そういった観点からも財政調整基金の取り崩しは不可欠であり、スピード感をもって災害対応に遅延を来さないよう、財源面における防災対策に適宜対応いたします。以上です。

○3番（佐藤信男君）

御答弁ありがとうございます。

それでは、質問を次の予算編成について進めさせていただきます。

平成31年度予算編成についての内容や予算編成方針についてお伺いいたします。

また、何を根拠に予算編成方針を作成するのか、その根拠なるものは何かをお伺いいたします。

○総務部長（伊藤長利君）

それでは、予算編成の御質問でございます。

予算編成の内容と方針につきましては、予算編成における内容が第2次愛西市総合計画に掲げますまちづくりの基本理念をもちまして、施策・事業の着実な推進に努め、必要な施策を的確に把握し、厳しい財政状況を鑑み、政策目的と具体的な施策との相互関係を精査した内容の予算編成を実施しております。

また、その根拠についてでございますが、現在の当市の財政状況は、平成29年度決算における自主財源比率が49.0%と県下市で2番目に低い数値となっております。地方交付税や臨時財

政対策債等の依存財源に頼る面が大きく、厳しい状況が続いておると考えております。

その地方交付税につきましても、平成28年度から段階的な縮減が始まり、平成33年度までに毎年約2億5,000万円の減額が想定されている状況でございます。

そのため、経常経費が肥大化したままの歳出構造では、当市の財政は遠からず危機的状況を迎えることになるため、引き続き事務事業を見直す行財政改革を進めてまいります。事業の再構築は喫緊の課題となっております状況でございます。現状といたしまして、扶助費や繰出金等の社会保障経費は依然として増加が見込まれまして、さらに公共施設等総合管理計画に倣った老朽化施設の更新、長寿命化対策の経費もふえていくことが予想されまして、収支不足への対応が迫られる現状を鑑み、持続可能な行財政基盤の確立を目指すことを予算編成方針の根拠と位置づけております。以上でございます。

**○3番（佐藤信男君）**

御答弁ありがとうございます。

続きまして、平成31年度の予算編成事務スケジュールについてお伺いいたします。また、現在の査定状況など、予算編成状況をお伺いいたします。

**○総務部長（伊藤長利君）**

予算編成事務スケジュールと、その進捗状況につきましては、予算編成方針を10月上旬に庁舎内全庁周知をいたしまして、各課予算要求後、現在財政課の予算査定に入っております。また、年末に市長、副市長査定を実施した後、予算書を調製いたしまして、3月議会に当初予算案を上程させていただく予定でございます。以上です。

**○3番（佐藤信男君）**

御答弁ありがとうございます。

現時点で、平成31年度の歳入歳出の予算規模をどの程度見込んでいますか。お伺いいたします。また、愛西市の未来あるべき予算規模について、どうお考えかお伺いいたします。

**○総務部長（伊藤長利君）**

現時点での31年度予算規模につきましては、現在査定中のため、御回答しかねますけれども、市のあるべき予算規模につきましては、愛西市の財政状況が市税や地方交付税等、その年度内に収入される財源だけでは各種事業を推進する事業費に足りません。これにつきましては、起債による借金及び各種基金を取り崩すことにより、財政運営を行っている状況でございます。そのため、補助金や使用料など、特定財源を確保することはもちろんのこと、市税や地方交付税等の一般財源をどれだけ各事業に充てられるか、つまりは中長期的な見通しのもと、基金を有効運用しつつ使える一般財源がどれだけあるかが、本市の予算規模につながっていくと考えております。以上でございます。

**○3番（佐藤信男君）**

御答弁ありがとうございます。

平成31年度の歳入歳出の予算規模と、本市のあるべき予算規模について、市としての考え方を御答弁いただきましたが、予算を積み上げていくに当たり、事業の精査、そして法律に基づ

く事業であれば根拠づけは大前提であります。予算の査定では、財政課が各担当課に対して次年度の事業についての事業内容、事業費の積算根拠、根拠の法律などを聞き取り、必要最低限の予算を計上しているものと認識するところであります。

しかし、先週金曜日の全員協議会において、フットサル場の隣に設置されているトイレは建築確認申請がされていないもので、撤去しなければならなくなった旨、市から報告と謝罪がありました。当初の予定であれば、平成31年度に新たなトイレが設置されるまで使用する予定であったものを、早急に撤去しなければならなくなり、住民サービスの低下はもちろんのこと、予算を組む段階においてきちんと確認ができなかったのかと思うところであります。

そこで改めて、今回フットサル場トイレを撤去しなければならなくなった経緯についてお伺いいたします。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

まずもって、このたびの件に関しまして、改めておわびを申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

それでは、御答弁をさせていただきます。

さきの全員協議会でも報告をさせていただきましたが、親水公園東ゾーンの仮設トイレは、施設利用者の使用目的で暫定的な措置として設置をいたしました。暫定的な仮設トイレであるので不要との誤った認識で、建築確認申請をしませんでした。これが経緯でございます。以上です。

**○3番（佐藤信男君）**

御答弁ありがとうございます。

次に、9月の議会においての一般質問の際には、このトイレは仮設のものとして教育部長から答弁されておりましたが、今回何が原因で撤去すべきことがわかったのかお伺いいたします。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

建築後、親水公園ゾーンの周辺整備の検討を進める中で、違法状態を認識し、改善策を検討しましたが、今回撤去することになりました。以上でございます。

**○3番（佐藤信男君）**

御答弁ありがとうございます。

次に、このトイレの設置は指定管理者に設置させたことについて、地方自治法上違法ではないが、市としては適切ではなかったとの説明もありました。今回、トイレを撤去するに当たって、指定管理者との契約にどのような影響があり、どのような対応をしていくのかお伺いします。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

まず、トイレは撤去することにしております。

そして指定管理者とは、次年度以降の協定書を締結するに当たり協議し、適正に行っていきたいと考えております。以上です。

**○3番（佐藤信男君）**

御答弁ありがとうございます。

市としては、職員の認識不足、初歩的なミスにより、予算をかけて設置した施設を、効果を十分発揮することなく撤去することになったことは、猛省が必要と考えます。先ほども申し上げた、市として予算編成の考え方の根本が崩れてしまうこと、そして何よりも市民の方に対する市の信用が低下しなければと懸念するものであります。

今回の事件について、職員を統括する役割である副市長に発言を求め、そして市長にも市民に対してどのように考えているかお伺いいたします。

**○副市長（鈴木 睦君）**

それでは、最初に私から答弁を申し上げます。

本市において、総務部長を務められました佐藤議員が今回の件を憂うことは、ごもっともなことであろうかというふうに思っております。今後の行政運営につきましては、職員一人一人が法令遵守に心がけ、しっかりとした目標を設定するとともに、仕事への取り組み姿勢の向上を図ってまいります。そして、各部署の連携、情報共有等、今まで以上に徹底をし、オール愛西を旗印に組織力の向上を目指します。以上でございます。

**○市長（日永貴章君）**

それでは私からも発言をさせていただきます。

今回このような事態が発生をいたしまして、利用者の皆様方、また市民の皆様方に大変申しわけなくおわびを申し上げます。本当に申しわけありませんでした。

親水公園のこの件につきましては、担当部局が利用者の皆様方を初め、市民の方々の利便性を考慮して対応したとは言いまでも、結果として問題が確認をされました。今後につきましては、各事業を進める中で、関係部署の連携、情報共有を徹底し、しっかりとした対応をしていくよう努めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

**○3番（佐藤信男君）**

御答弁ありがとうございます。

市に対しては、二度とこのようなことがないように、事務事業についていま一度見直しを行っていただくとともに、次年度の予算編成に当たって、より一層の事業の確認、精査を強く要望いたしまして次の大項目の二つ目の防災対策の強化についての再質問に移ります。

家具の転倒防止対策や、防災グッズの備えは、災害に対する基本的なことですので、ぜひ実施していただきたいと思えます。また、計画的に進められている備蓄品などは、災害時に速やかに活用できることを願っております。最近では、幼い子供さんから大人まで、非常に多くのアレルギー体質の方が見えます。食物アレルギーの方への食品の備蓄状況はどうか、また今後はどのように考えているのかお伺いいたします。

**○市民協働部長（奥田哲弘君）**

食物アレルギーの方の食品の備蓄状況でございます。

現在備蓄していますアルファ米のワカメ御飯、要支援者用即席がゆ、保存用ようかんは、食物アレルギー特定原材料27品目不使用の備蓄品となっております。また、今後も引き続き計

画的に備蓄を進めていく考えでございます。以上でございます。

**○3番（佐藤信男君）**

御答弁ありがとうございます。

次に、避難所にハソリやこんろ及び発電機などが配備されていますが、実際に避難所で住民が訓練しているのかお伺いします。また、こういった資機材の利用に対して、避難生活が長期化した場合の燃料の確保をどのように考えているかお伺いいたします。

**○市民協働部長（奥田哲弘君）**

立田地区自主防災会合同訓練、それと永和学区の防災訓練、市防災訓練等で市民が直接ハソリやこんろ、発電機を使える訓練を実施しています。また、燃料の確保でございますが、市のガソリン備蓄のほか、愛知県と愛知県石油商業組合との協定によりまして、災害時に燃料、これは主にガソリン、軽油でございます、そちらのほうを確保することができることになってございます。また、津島自動車学校との協定によりまして、燃料保管施設から燃料の供給を受けることができることとしてございます。以上です。

**○3番（佐藤信男君）**

ありがとうございます。

東日本大震災発生後、被災地では避難所に女性の着がえや、乳児へ授乳する場所がないといった強い不満の声が上がったそうです。避難所開設当初から、男性の目線が気にならない更衣室、授乳室、トイレなど、女性専用スペースを確保することが必要だそうです。女性の視点を反映させるため、男女共同参画の視点からも、防災会議の委員の女性の人数割合はある程度高いほうがよいと考えますが、本市の防災会議の委員の女性の割合についてお伺いいたします。

**○市民協働部長（奥田哲弘君）**

防災会議委員のうち、市当局以外の委員が14名ございます。そのうち女性の委員は3名お見えでございますので、約2割の割合となっております。以上です。

**○3番（佐藤信男君）**

御答弁ありがとうございます。

避難所の運営スタッフに女性スタッフがいると、子供や女性、高齢者など、災害弱者に対する配慮や工夫ができ、避難者が相談しやすい環境が整うということだそうですので、そういった配慮をよろしく願いいたします。

次に、マンホールトイレについてお伺いいたします。

災害時には多くの課題が求められます。過去の災害では、劣悪な避難所のトイレ環境によって、避難者の健康に大変な悪影響を及ぼしたということをお聞きしております。愛西市はまだ一部しか公共下水道が整備されておきませんが、この公共下水道を利用したマンホールトイレの整備を進めていくべきだと考えます。国土交通省では、災害時に快適なトイレ環境を確保し、被災者の健康を守るため、被災者が使いたいと思えるマンホールトイレの整備・運用のためのガイドラインを策定しております。マンホールトイレは、災害時においても日常使用しているトイレに近い環境を迅速に確保できるという特徴があります。東日本大震災では宮城県東松島

市、熊本地震では熊本県熊本市の避難所に設置され、被災者から大変好評であったそうです。そこで、本市のマンホールトイレの整備状況をお伺いいたします。

**○市民協働部長（奥田哲弘君）**

現在マンホールトイレの上部構造物として、18基所有をしております。以上です。

**○3番（佐藤信男君）**

御答弁ありがとうございます。

今後もマンホールトイレの検討のほうをよろしくお伺いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

本市で10月30日に開催された「あいさい市民防災講演会」で、地震に関する貴重な資料や講演をいただいたが、このあいさい市民防災講演会で配布された貴重な資料の内容の一部を紹介させていただきます。

1891年（明治24年）濃尾地震では、建物被害、田畑や道路の隆起、地面・堤防の亀裂、泥水噴出、堤防の陥没が発生した。1944年（昭和19年）ですけど、昭和東南海地震や1945年（昭和20年）三河地震では、お寺の本堂や庫裏が倒壊し、その地盤から泥と水が噴き上げ、海のような状態になったそうです。また、ほかには、グラウンドに突然地割れが走り、そこから水と砂が入りまじって噴き上げた。畑につないであった牛がモーモーと鳴き叫ぶので、後ろを振り返ると牛が首のあたりまで沈んでいた。地震とともに水が空高く噴き上げて、何本も砂の柱が立ったと、こんな証言があったそうです。市としては、今後こういったことをどのように活用していくかお伺いいたします。

**○市民協働部長（奥田哲弘君）**

防災講演会で、愛西市での地震と地質について学ばせていただきましたが、地震ハザードマップに液状化の危険度分布図等の記載がありますので、巨大地震等におきましては、愛西市はどのような状況になるのか、日ごろから注意すべきことは何かを引き続き防災講演会を初め、防災訓練、出前講座、広報等で周知をしていきたいと考えております。以上です。

**○3番（佐藤信男君）**

御答弁ありがとうございます。

次の質問に移ります。

中日新聞9月9日の記事です。

最大震度7を観測した地震で、全域が停電した北海道では、スマートフォンの電池が切れて情報を得られない人が続出した。インターネットの閲覧ができなくなり、バッテリーが長くもたない、スマホに情報収集を頼る危うさが露呈した。識者からは、非常電源をインフラとして整備すべきだとの声が出ている。

総務省の2017年版情報通信白書によると、保有世帯は7割を超え、行政は災害情報に関するスマホ向けコンテンツを充実させている。札幌市は公式ツイッターを活用して、給水所の場所や鉄道の復旧見込みなど、最新情報を提供、担当者はラジオなどの旧来の伝達手段を見直す必要も感じていると話す。また、東京女子大の名誉教授は、既に生活に欠かせない情報機器とな

っており、災害時だけ他の手段で情報を得るのはもはや非現実的と指摘する。また、災害時の支援システムとして、行政が電源確保を主導する必要があるとし、多くの人が一度に充電できる非常用の高電圧の大型バッテリーを公的施設やコンビニなどに用意していくのが理想、避難所で配る充電器の備蓄も必要だと話す。こんな記事が掲載されておりました。

つまり、巨大地震による停電の被害で、スマートフォンの電池切れで情報を得られない人が続出したそうです。ですから、非常電源を、避難所等必要なところへ整備すべきと考えるが、どうお考えかお伺いたします。

#### ○市民協働部長（奥田哲弘君）

非常電源についてでございますが、避難所に既に設置されてございます自家用の発電機、また、可搬式の発電機で携帯電話の充電に対応することができると考えております。また、電話会社へのバッテリーの貸し出し依頼で対応することも可能であると考えております。以上です。

#### ○3番（佐藤信男君）

御答弁ありがとうございます。

北海道地震発生後に、また6時間後に震度7が来るといった虚偽の情報がインターネットを中心に広がっていったそうです。情報を受けた人が、悪意なく周囲に広めたと見られるケースもあったそうです。デマには、うその情報源と事実を織りまぜ、信憑性を持たせようとしているものが多いそうです。こういった虚偽情報は、災害のたびに繰り返されるそうです。そこで、巨大地震による被害を受けた後に、断水や再度の余震発生等の虚偽の情報が毎回広がり、振り回された被災者が多くいたそうだが、何か対策等とれないかお伺いたします。

#### ○市民協働部長（奥田哲弘君）

地震等による被害を受けた後の虚偽の情報への対策でございますが、市はホームページや防災メールを中心に市の情報を発信いたしますので、市民におかれては、行政が発信するものを活用していただきたい。また、そういったことを日ごろから市民に理解していただくことが肝要であると考えておりますので、今後も周知を行っていきたくと考えているところでございます。以上です。

#### ○3番（佐藤信男君）

御答弁ありがとうございます。

過去に、台風や集中豪雨で災害が起きる前に記録的な大雨の警戒を繰り返し呼びかけた。しかし、実際の避難行動には結びつかず、被害が拡大してしまった。自分だけは大丈夫、雨の被害を軽く見ていたと。まさか、こんなことになるとは思わなかった。自治体の情報が十分伝わらなかった。こういったことで高齢者が逃げおくれたケースも少なくないそうです。広島県東広島市では、防災無線がなく、伝達手段は地元のFMラジオ局による放送、登録者に届く防災メール、インターネットによるホームページに限られていました。また、岡山県倉敷市では、避難指示を伝える防災無線の屋外放送が流れたが、大雨の音などで聞こえなかった高齢者もいたそうです。

そこで愛西市では、記録的豪雨の発生を呼びかけても危険が伝わらなく、避難行動に結びつ

かない人などの対応をどのように考えているのかお伺いいたします。

**○市民協働部長（奥田哲弘君）**

東日本大震災後、心理学的によく言われているところでございます。人は自分が危機的状況にあっても、危険や脅威を軽視したり、事態を楽観視したり、自分だけは大丈夫といった錯覚をする心理状況に誰もがなり得る可能性があると言われていたところでございます。避難指示が外れても、逃げる必要がなかったという感覚ではなく、被災することがなくてよかったと思えるような人を一人でも多くふやすために、訓練や出前講座、広報などを活用し、今後も防災意識の普及に取り組んでいく必要があると考えているところでございます。以上です。

**○3番（佐藤信男君）**

御答弁ありがとうございます。

今回私が一般質問をさせていただいたのは、愛西市の財政状況や予算編成の仕方によって将来の市民の方の生活が大きく変わる可能性があるからです。少々時代おくれだと言われるかもしれませんが、我慢すべきところは我慢し、石橋をたたいて渡る慎重さが必要であり、市民の皆さんと合意形成された、現状に合った方向に進むべきと考えます。

また、防災に関して、いろんな質問をさせていただきました。本当に大災害が発生しようとしたときの避難指示（緊急）ですけど、市民の方の命が守れるかどうかの瀬戸際に立たされると思います。どうか、防災への対策を講じられている職員の方は、常に緊張感を持ち、市民の方に対し万全の態勢で対応していただくことをお願いし、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（鷺野聰明君）**

3番議員の質問を終わります。

ここでお昼の休憩に入りたいと思います。再開は午後12時30分といたします。

午前11時33分 休憩

午後0時30分 再開

**○議長（鷺野聰明君）**

お昼の休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位10番の6番・吉川三津子議員の質問を許します。

吉川三津子議員。

**○6番（吉川三津子君）**

子供たちにツケを回さないというスタンスと格差社会を感じている一人として、本日は大きく3点について質問をいたします。

1点目は学校の備品化を拡大して、保護者の経済的負担を削減せよということと、置き勉のことについて、そして2点目としては、子育て中の女性が介護で離職する問題について、そして3点目は平成27年には存在していた発達支援センターの計画がどうなってしまったのか、その点について質問をいたします。

では、まず1点目の教材の備品化を拡大し、保護者の経済的負担軽減を！について伺います。

画面のほうを出していただいでよろしいでしょうか。

これは、国から出ている児童がいる世帯の所得額のデータをグラフ化してみました。1,000万円以上の所得世帯が2割近くまでになっています。この理由は、IT企業などで働く高所得の若い世帯がふえたこともあるかもしれませんが、上に示してあるように、共働きの世帯が7割以上になっていることが大きな原因であろうというふうに思っています。そして、平均所得も、平均金額と書いてあるところなんですけど、740万円と高くなっていますが、この平均所得額を上げているのは、所得額1,000万円を越えている世帯がふえているのであって、中央値、真ん中の金額は平均金額の100万円も低い648万円となっています。また、300万円以下の所得世帯が1割も占めていることも注目すべきことであり、格差が随分広がっていることを示しています。

次の画像を示してください。

これは、年代別の貯蓄ゼロ世帯の状況です。20代の人たちは、所得が低いということで貯蓄ゼロ、それから30代、40代、50代もかもしれませんが、家を買ったり、子供の教育費にかかるということで、貯蓄の余裕がないことがわかります。よって、平均所得が高いからといって、子育て世帯にゆとりがあるわけではないのです。こうしたことから、立田村議のころ、入学時の負担軽減をということで、算数セットや「明るい心」などの副読本を学校の備品にして無駄をなくすという備品化を求める質問を、他の自治体の議員とともに取り組んだことがあります。当時、全国でもかなりの学校で算数セットなどの備品化が進んだと記憶していますが、残念ながら立田村では進みませんでした。算数セットを使うのは、2年生か、長くても3年生ぐらいまでであり、使わないものも多く、私自身も最近まで棚の隅に積んであり、最近やっと断捨離をしました。使わなくなった算数セットの寄附を受けるなど、工夫をすれば簡単に備品化できるものもあります。保護者の負担を減らす余地があるものは、市が中心になって積極的に取り組むべきではないでしょうか。

そこで伺います。

愛西市では、算数セットなどの教材の備品化の現状はどうなっているのでしょうか。備品化についての市の考え方についても教えてください。また、小・中学校入学時にどれぐらいの支出が各世帯必要なのか、市の試算について考えていることをお答えください。

では、2点目です。

若い世代が働き続けられる介護サービスをとということについて、お伺いをいたします。なぜ、この質問をするかというと、未就園児の子育てと介護を抱えるダブルケアの方との出会い、そして高校、大学と一番お金のかかる時期に介護で仕事をやめざるを得ない、そんな女性との出会いが最近続いているからであります。正規職員であれば、介護休暇をとる選択肢もありますが、パートの場合はそういきません。国は介護離職ゼロを目指していますので、愛西市においても何らかの措置をとられているとは思いますが、愛西市の介護離職の現状について説明を求めます。

最後に、3つ目の質問です。

長く取り組んできておる発達支援センターの問題について、お伺いをいたします。

発達支援センターは、生まれたときから保育園、小学校、中学校、順番に高校と上がっていくわけですが、生い立ち、特徴の情報をこのセンターで持ち、一生を通して相談、アドバイスが受けられる場所です。

昨日は、委員会視察で東近江市の発達支援センターに行ってみりました。愛西市でいうとわかばのような児童発達支援事業を実施している人たちが、この発達支援センターの必要性を主張し、実現したということ。そして、小・中学校の義務教育だけでなく、高校からもそのときの教育現場での出来事など、生活情報がこの発達支援センターに集約される仕組みもできてきていること。今の愛西市では、保護者は子供の成長とともにその都度、違った窓口でゼロから説明しながらサービスを受けなければならない状況になっておりますが、東近江市ではゼロ歳から、そして就職支援など一生を通してこの場で支援が受けられる仕組みができていました。また、職員においては、他の部署への異動はなく、発達支援センターでの専門性が担保されていること。そして、市単独で発達支援センターを持つことの必要性などの説明もあり、とても有意義な勉強をさせていただきました。しかし、この東近江市の構想は、愛西市にもあったはずです。未就園児の親子保育をしている「あいさいわかば」を佐屋北保育園に移設し、発達支援センターに発展させる。まさにこの東近江市と同じ構想がつくられていたはずなのです。これは、こちらの愛西市子ども・子育て支援事業計画、画面のほうを出していただきたいんですけども、どこになりますかしら、一番最後になると思います。

これです。この愛西市子ども・子育て支援事業計画の中に、5番目のところをよく見てください。佐屋北保育園の発達支援センター化ということが、ここに記されています。そういったところで、もう既に平成27年3月の計画です。このときに、もうこういった計画がつけられ、このとき私は、やっとこの発達支援センター、愛西市でスタートされるということで、とても安心した思いでございました。ところが、当時の担当者らが退職したり異動し、このことを知っている職員がいなくなり、尋ねても知らないと言われてしまう現状になっていました。ほかにも、多分これは県の資料だと思います。こちらのほうにも、平成32年度末に市単独で発達支援センターをつくる予定と愛西市のほうは報告を出しているんです。発達支援センターのもととなる「あいさいわかば」でもこうしたことは話し合われながら、この計画はつくられていると思っております。

そこでお伺いをしたいと思いますが、これから発達支援センターを構築していく中で、このあいさいわかばの存在というのは大変重要になってまいります。このあいさいわかば、今、大人が利用していた施設で開いているわけですが、今後どうしていくのか、場所も含めて説明をしていただきたい。また、発達支援センターの計画はどうなっているのか、県のほうには平成32年を目標に行うということで、この資料は平成30年の1月に配付された資料なんです。そこにも明記がされている状況で、今もう時間がない状況になってきておりますが、この発達支援センターの計画は一体どうなっているのかお伺いをしたいと思います。

以上、1点目の質問をこれで終わります。

## ○教育部長（大鹿剛史君）

私のほうから、教材の備品化につきまして御答弁をさせていただきます。

算数セットを備えつけている小学校は、市内小学校で1校ございます。備えつけにつきましては、学校側の状況を考慮し、利用状況を加見しながら進めることができると考えております。

2点目の小・中学校入学時の支出の関係でございます。

小学校におきましては、6万円から10万円、中学校におきましては、10万円から17万円ほどかかると認識をしております。ただ、兄弟や知人からリユースできるものがあつたり、制服のあるなしにより負担がふえたりと、個人の置かれている状況によっても大きく変わるかと考えております。いずれにせよ、一時的に保護者負担が大きくなるため、備品化できるものは備品化し、負担軽減につながればと考えております。以上です。

## ○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それでは、愛西市の介護離職の状況でございます。

第7期介護保険事業計画、高齢者福祉計画策定時に行ったアンケート調査、平成28年12月の実施でございますが、によりますと、全体のうち介護のために仕事をやめた家族、親族はいないと回答した方が54.1%である一方、主な介護者が仕事をやめた方が10.4%、主な介護者以外の家族、親族が仕事をやめたが1.6%となっております。

介護離職を減らすためには、介護を必要とする方が必要な介護給付を受けていただき、介護される方の負担を軽減し、働きながら介護ができる環境をつくっていくことが必要であると考えております。また、パートや契約社員など、非正規社員の介護休暇が取得できないとか、給料が支払われない、一定の条件があるといったことも、介護離職の要因になっていると考えております。介護保険制度を御利用いただけるのに、知らなくて申請しなかったということのないよう、制度の普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、発達支援センターでございます。

「あいさいわかば」につきましては、ことし7月に立田社会福祉会館を改修して、1カ所で運営をしております。この社会福祉会館での運営は、障害者向けの施設でないため、御不便をかけていることは承知しております。児童発達支援事業所である「あいさいわかば」の今後については、いろんな選択肢を含めて検討をしている状況でございます。発達支援については、一人一人の発達や状況に応じて乳幼児期、学齢期、青年・成人期といったライフステージに合わせた継続的な支援をしていくことは重要であると考えております。また、平成27年3月策定の愛西市子ども・子育て支援計画の障害のある児童の生活支援の充実の取り組みの中で、佐屋北保育園の発達支援センター化の構想はあつたことも承知をしております。

市におきましては、児童福祉法に定める情報を集約する場として、児童・生徒発達支援センターをどのような形で運営していくべきか、検討していく必要があると考えております。以上でございます。

## ○6番（吉川三津子君）

それでは、順次再質問のほうをさせていただきます。

まず最初に、学校の備品の関係でございますが、ぜひ市が音頭をとりながら、算数セットのほうですね、ほかの自治体の状況も調べましたが、かなりこういった備品化というのは進んでいるなということの認識をしておりますので、よろしくお願いいたします。

5枚目の画像のほうを出してもらっていいでしょうか。

いろいろ今回、全ての小・中学校に調査表を出させていただいて、いろんなことを調べてみました。そして、少し御紹介なんですけれども、部活にかかる費用がかなり高いなど、特に剣道だと、6万、7万、入学したときに部活にかかる。そして、今では試合のときのユニホームも個人持ちになっていたりして、5万円ぐらいかかったりとか、入学時の費用、先ほど中学校だと10万から17万というお話があったんですが、多分そこには、かばんとか自転車とか、そういった部活の費用は含まれていないと思うんですね。それにこういったものが加わったときに、かなりの金額になる。小学校においても、6万から10万とおっしゃったんですけれども、こういったものには、きっと学習机とか、ランドセルとか、たくさんほかにもかかるんだなということをおもっています。

ですから、できる限りこの備品化を進めながら、保護者の負担を減らす必要があるなと思うので、きょうこれは少し議員の方々にも、これだけお金がかかっているんだと。そして、まだこのほかにもよそに試合に行ったりとかしたりすると、そういったときの交通費等がかかってくるということで、親さんのかなりの負担が出ているなというふうに思っています。

それから、3番目の画像のほうを出していただいでよろしいでしょうか。

これは、小学校の備品化の状況です。算数セットは、北河田小学校のほうで、最初は親さんが寄附をするという形で、あとは足りなくなったものを補うという形で、算数セットの備品化がかなり前から始められていると思っています。そして、あと副読本については、これはきっと「明るい心」だけを指していらっしゃると思いますが、ほかにもいろんな副読本が使われておりますので、これからさらに備品化を進める可能性があるのではないかなというふうに思っています。

そして、その他のところに赤く書いてあるのが、このほかにもこんなものを備品化していますよということで書いてあるのがその赤い文字です。そろばんとか、探検バッグも、野外に行ったときの字を書くときのボードのようなものなんですけど、そういったものも備品化されているところがあったり、さまざまです。私は、こういったものを学校同士が情報を共有化することによって、これもできるねあれもできるねということで、学校任せではなく、やはり市が中心になって、情報共有をして進めていく必要があるのではないかなというふうに思っています。今回、この問題をやるに当たって保護者の方々からも、鍵盤ハーモニカ、あれ前は備品で学校にあったはずで、口だけを買えばよかったはずなんですけど、今は鍵盤ハーモニカもそれぞれが買って、重たいのを時々家に持って帰ると、そんなことも起きてきており、こういったものも備品化を進めてほしい、そんな声がいろいろ届いております。

ぜひ市が中心になって、備品の見直し、お母さんたちから、音楽室だと本来あるべき楽器等

もひょっとして足りなくなってきたんじゃないのか、そんな声も届いておりますので、市が中心になり、再度この備品化についての検討、そして学校の備品のやはり最低限備えるべきもののチェックをしなければならないと思いますが、市の見解についてお伺いをしたいと思います。

○教育部長（大鹿剛史君）

備品化につきましては、それぞれ学校ごとに事情がございますので、まずそういった情報を市教委のほうで集約しながら、今後の課題として検討してまいりたいと考えております。以上です。

○6番（吉川三津子君）

私も、決して全て市が強制的にしろということをおもっておりませんが、やはり情報共有をしたり、話し合う場を設定しながら、各学校に合った備品化は進めていただきたいなというふうに思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

それから、次に置き勉、学校にいろんな教材を置いていく。この夏、大変暑い中、重いランドセルをしょい、そして1年生の子が大きな水筒を2つ首からぶら下げ、真っ赤な顔をして歩く子供たちの姿を見たり、そして保護者の方からは、学校での水分補給がとても不十分な状況だ、十分に水分が得られる状況にないという声をいただきました。教科書のサイズも大きくなり、40年前のランドセルの1.8倍の重さになっているとも言われています。今、社会で問題になっているのは、このランドセルの問題、それに水筒が加わったらどうなるのか。我慢会ではないわけです。この重い荷物は、決して体力アップにつながるわけではありません。いろんな最近のデータからは、姿勢が悪くなる、骨の発達に影響する、健康によくない、そんなことが言われています。夏休み明けの9月6日に文部科学省から、学校に教材を置くことを勧めるような、そんな通知文が出されました。

そこで、ちょっと置き勉の状況を、画像7番目のなんですけど、これは各小・中学校、左側が小学校、右側が中学校です。このアンケートをしたんですけども、9月の初めに通知文が出て、まだ多くの学校では対応ができていない。検討している。ありがたいことに、私が調査表をお配りさせていただいたのをきっかけに、子供たちに急いで周知するというのをしてくださった学校もありました。私は、これは子供の健康にかかわる問題、夏の暑さにかかわる問題、こういった問題もちろん文書には各学校に通知をするようにと書いてあります。しかし、社会的に大きな問題になっているものについては、やはり教育委員会、市などが中心になってその後の対策について確認をするなり、いろいろ学校同士が集まって知恵を出し合うなり、そして置き勉となれば、そこに書いてあったんですけど、佐屋小学校では金棒プールからロッカーをもらって対応の予定というふうに書いてあります。そういったしまう場所が必要になり、費用が必要になってくる可能性もあるわけです。必要があれば、税投入も必要になってまいりますので、こういった大きな社会的問題については、市が主導権というか、中心になって取り組むべきではないかと思いますが、その点について市の考え方をお伺ひしたいと思います。

○教育部長（大鹿剛史君）

教育委員会のほうからは、校長会の場等で各学校に伝えております。置き勉可能学用品や学校での保管方法などは、学校ごとに決めてもらっているのが現状でございます。学校ごとに事情が違いますので、なかなか市内統一ルールをつくることは難しいとは思いますが、これは社会的な問題となっている事案であります。各学校が現在どのように対応しているかは、今の時点でそれなりに教育委員会承知はしておりますので、今後それをもとに、情報を共有しながら進めてまいりたいと考えております。以上です。

#### ○6番（吉川三津子君）

ぜひ、私も子供とかかわる機会が多いので、ランドセルを広げると、びっくりするんです。靴下を脱いだから、靴下をランドセルに入れてあげようと思ってかばんを開けると、もうすき間のない状況になっています。私たちが子供のころは、教科書を入れてもすき間ができてカタカタと教科書が動く状況でした。でも今の子供たちのランドセルは、もう物はこれ以上入らないというようなばんぱんの状況になっていることを、私は自分の目で見ています。

ぜひ、さらに努力して、子供の負担軽減については、取り組んでいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。まだまだ工夫すれば、置き勉にできる。備品化すれば、もっと減らすことができる、そう思っておりますので、取り組みのほうをよろしくお願いいたします。

それから、先ほど水筒の話をしました。6番目の画像のほうなんですけれども、こちらのほうに、私のこの質問は、学校に対しての質問は、学校で水筒のお茶がなくなったときにはどんな対応をしていますかという質問をいたしました。そうしたら、ここをずうっと見てもらうとよくわかるんですが、保護者に連絡をして持ってきてもらう。今、保護者は7割以上が働いているんです。中学校になると、ほとんどのお母さんは働いている状況です。そんな対策が書かれています。あとは、なくならないようにたくさん持ってきてもらうという回答が多くて、なくなったときの対応という答えは、本当に少ないなというふうに思っています。また、給食のお茶で対応するという回答もありますが、給食時には、夏場はお茶は争奪戦になっており、先生によっては水筒に入れることを禁止しているクラスもあると聞いています。また、給食、職員室の水道で対応するという学校もあります。ほかにも、子供や保護者からいろんな御意見をお伺いしたんですが、先生から水道の水は飲んではいけないと言われていたりとか、もう一つひどい話があって、水筒のお茶がなくなったらその後、体育の授業は見学になる、水筒のお茶がなくなったら部活は禁止になる、そんな声も聞こえてきております。私は、学校は子供にとっては教育の場でありながら、生活の場です。生活の場で、喉が渇いて水が飲めない。それでいいのだろうかということを痛切に感じました。

まず私は、お伺いしたいのですが、学校の水道の蛇口から出る水は飲めない水なのでしょうか。そうでなければ、学校の水は飲んでも問題ないと周知すべきだと思いますが、その点についてお伺いをいたします。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

学校の水道水におきましては、定期的に残留塩素を測定しており、飲料に使用することは問題ないと考えております。ただ、保護者によっては、自分のお子さんが直接水道水を飲むこと

に対し、違和感を持っておられる方も見えると思われまますので、学校から子供に水道水を飲むように指導することは難しいと考えております。以上です。

**○6番（吉川三津子君）**

私は、必ず水道水を飲めと先生に言えと言っているのではなくて、水道水を飲んでも問題ないよということだと思ふんですよ。文部科学省が、水道の点検というのは義務づけているわけですが、水道水を水源とする飲料水の水質ということで検査をしているんです。これは、水質基準に関する省令があるわけなので、その基準によって検査がされていると思ふんです。そういった面で、今、学校の先生方が昔ながらに、私たちのころは確かに井戸水とつながっている水道の蛇口と上水道の飲んでいい水道の蛇口があったと思ふんですけれども、そんなことで、いまだにそんな御指導をされているのか、その辺はちょっと不可解な状況にありますますが、ぜひこういった指導がされているならば、大変な問題であろうし、仮に学校の水道で何らか飲料に使うのに問題があるような蛇口があれば、これこそまた問題であろうと思ひます。しっかりとその辺調査をして、学校のほうに周知いただきたいと思ひますが、その点について御意見をいただきたいと思ひます。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

これは、私どものほうも各学校について、この水道水の対応については学校からの回答を得ております。市内小学校、中学校の中で、基本的にやはり水道水を飲料水にすることを禁止しているところは、明確に言っているところは1校だけでございます。それ以外は、禁止はしていないけれども、児童・生徒は飲んでいない。それぞれの学校からの回答によると、水筒等で対応してもらっておりますと。ただ、議員おっしゃられるように、ことしの夏のような猛暑の場合の対応については、やはり教育委員会としてもその状況に応じた考え方を示していくべきだと考えておりますので、これについては教育委員会のほうから各学校のほうに、共通の問題として取り上げていきたいと考えております。以上です。

**○6番（吉川三津子君）**

ぜひ、その点、市として水道の水を飲ませたくないならば、それなりの措置をすべきだろうし、その辺のところをしっかりと協議して、今、私この置き勉のことから水のことをお話ししているわけですが、置き勉の問題と同様に、この水筒の問題を考えていかなければならないのかなというふうに思っています。2つ持っていくと、かなり大変、小学校1年生でも大きな水筒、地面にするんじゃないかというような大きな水筒を持っていくわけなんですな。

その辺については、ぜひ先ほど前向きな御意見がありましたますが、学校での水分補給をどうするのかという問題については、置き勉と同様に市が中心になって取り組んでいただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それから、次に介護の問題にかからせていただきたいと思ひます。

先ほど、離職しないために必要な給付を受けていただくというお話がありました。今の介護給付で、介護離職がとめられるのか。今まで介護給付がありました。そして法改正があつて、介護給付も大きな縛りがかかり、要支援においては、前はかなり一日中、デイサービスに行つ

ていたり、それほどの限度もなくいろんなサービスが受けられるそんな時代もありました。そして、また最近では法改正があって、1日デイサービスが使えたのが半日になり、そしていろんな施設では介護度の高い人がふえたから、要支援の人は半日にしておいてくださいということで、お風呂にも入れず帰ってきたり、そんな状況になってきているんです。今、市として、今のこの介護給付、介護制度の中で介護離職はとめられるとあってらっしゃるのか、その辺について見解をお聞かせいただきたいと思います。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

現在の介護給付の中で介護離職がとめられるかということでございますが、この介護離職といますのは、全国的な問題でございますので、愛西市の給付でとめられるかということになりますと、少し難しいというふうな気はしております。以上です。

**○6番（吉川三津子君）**

例えば、私がお聞きした方々というのは、軽度でありながら1人家に置いていったときに、火を使ったりとか、いろんなことで不安を抱えていらっしゃるとか、そんな方々が多いわけなんですけれども、今この愛西市に、どんなサービスがあれば、女性のこういった介護離職というのがとめられるのか、そんな議論というのはされているのでしょうか。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

具体的な検討はしておりませんが、総合事業の中でサロンとか、そういった集いの場、そういったところへ出かけていく機会がふえればというふうには思っております。以上です。

**○6番（吉川三津子君）**

本当にそういったものができる前に、国のほうは、もう要支援の切り捨てを始めているのが現状かなというふうに思っています。愛西市でもサロンの数はふえてきています。しかし、常設でないと救われない部分というのはあるのではないかと、その辺の認識についてはいかがでしょうか。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

今、介護離職の関係から申しますと、やはり介護される方、する方の負担軽減ということであれば、常設というのは好ましいと思いますけれども、愛西市の現状としてはまだまだそこまで進んでないのが現状であると思います。

**○6番（吉川三津子君）**

今の補助制度であれば、そういった常設化というのは無理であろうというふうに思うんですね。今後、今やっというところまで進んでないのが現状でございます。以上です。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

まだサロンの立ち上げということを中心に進めておりますので、常設というのは必要であると思っておりますけれども、まだそういったところまでは進んでないのが現状でございます。

**○6番（吉川三津子君）**

この辺は、話をしても平行線になると思うんですが、やはり早く立ち上げたところは、次のステップに早く行ってもらい、モデル的な活動をしながら、次の方もレベルアップしていくような、いつも横並びを待っていたんでは常設は進んでいかないと思うんですね。ですから、できるところは、より上の段階を目指すような仕組みづくりをしていかなければならないと思いますので、ぜひ検討のほうはお願いをしたいと思います。

それから、今、第2層の協議会等立ち上げが始まっているんですが、いろんな会議の傍聴なり、参加なりをさせていただく中で、私が思っていることは、自分が年をとったら何が必要かという視点で会議は進んでいます。でも、介護する側のこんなサービスがあったら、自分は仕事が続けられる、そんな視点がとても欠けているのではないかなというふうに思います。その点の意見収集について、今後取り組んでいくようなことがあれば、お聞かせをいただきたいと思います。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

現在、市では、第2層のコーディネーターの配置を進めております。そういった中で、介護者の介護する側の方の意見も徴集できればいいのかなというふうには思っております。

**○6番（吉川三津子君）**

ぜひ、今この愛西市の中での議論、そこが大きく欠けているなということの思い、そういった方々の相談が最近本当にふえてきておりますので、その点のほうはよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、先ほどから申し上げているように、要支援のサービスの切り捨てが本当に深刻になってきているなあと。施設等でも、もう軽度というか、要支援の人たちよりも重い人を引き受けたほうが利益も出るということで、施設への受け入れも少しずつ制限がかかってきていることを感じているわけです。そして国のほうも、できるだけサービスを使わせない工夫というか、法改正が進んできています。地域ケア会議というのが、要支援の人が国が決められた限度以上のサービス、ケアマネさんがそういったものを計画に入れ込んだときに、地域ケア会議で審議をされる。これって、わざわざケアマネさんは、はみ出すような計画を出してくるだろうかと。きっとケアマネさんは、こんな会議をするのも面倒ですので、出してこないということになっていくんだろうなというふうに思うわけですが、この地域ケア会議、今後どのように進めるのか。先日、アンケート調査等もさせていただいて、御回答も愛西市のほうからいただいておりますけれども、この会議のメンバー、はみ出た分を認めるか認めないか判断する、そういった会議のメンバーはどういった人たちで構成するのか、そして当事者は参加できるのか、家族は参加できるのか、議事録はとるのか、公開されるのか、その議事録は、その点についてお伺ひをしたいと思います。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

地域ケア会議の件でございます。

こちらにつきましては、平成30年10月より訪問介護、生活援助型中心の介護でございますが、

回数が多いケアプランについて、市町村が地域ケア個別会議等で検討することとされております。こちらのほうにつきましては、対象とするケアプランを否定することを前提に行うものではないというふうには思っております。それと、メンバーでございますが、こちらのほうで紹介されている例といたしましては、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士や福祉の専門職から取り扱う事例に応じて必要な職種を選定することとされております。

愛西市では、現在、地域ケア個別会議を開催しております。そちらの会議では、市職員、地域包括支援センター職員、介護支援専門員、ケアマネさんですけれども、介護サービス事業所、保健医療関係者、民生委員、本人、家族等で構成され、ケースごとに必要な方が集まって検討をしております。この地域ケア個別会議を活用しまして、このケアプランについても取り組んでいきたいというふうに思っております。必要なメンバーで開催をしたいというふうに思っております。

また、会議録の件でございますが、ケアプランの検証の地域ケア会議においても、市町村のかかわりとして議事録、会議録を作成してまいりたいと思います。この会議録につきましては、一般に公表ということはできないと思いますが、会議の内容を集約して、事例提供者へのフィードバックや経過のモニタリング等をしていくのに使っていきたいというふうには思っております。以上でございます。

#### ○6番（吉川三津子君）

先ほどから女性の介護離職の話から、仮にケアプランの中で国が定めた以上のサービスをとった場合に、会議で判断されるのかなというふうに思うんですけれども、それはここで判断されるということでしょうか、はみ出た分については報告義務があるわけですよね。それについて、やっぱりこれはだめですよというような判断というのは、この地域ケア会議の中でされていくということによろしいんですか。それに対して、この是非について、家族が何か言ったりとかもできない状況になってくるのか、お聞かせいただきたいと思います。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

ケアプランを変更するためには、利用者の同意を得る必要がございます。ケアプランの変更を強制することはできないため、ケアマネは利用者本人に十分説明する必要がございますし、適正な給付となるよう会議の中で確認をしていきたいというふうに思っております。

#### ○6番（吉川三津子君）

ぜひ、この辺の透明化を図っていかなければ、安易に切り捨てるということになっていくと思いますので、この運用というところについては、ぜひ慎重に進めていただきたいと思います。また、この介護保険料が2割、3割と値上げ、利用料がされたことによって、介護離職はさらに進むであろうというふうに思っています。これぐらいお金をかけるならば、仕事はやめる、パートをやめるという、そんな声も聞こえてきておりますので、ぜひ総合事業の充実、そして介護給付のほうもしっかりと充実のほうお願いしたいと思います。

それから、最後に発達支援センターについてお伺いをしたいと思います。

先ほど、いろんな選択肢を検討しているんだということでございますが、そのいろんな選択

肢というのは、一体どんな選択肢が今あるのか、お伺いをしたいと思います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

現在、「あいさいわかば」につきましては、立田の福祉会館で実施をしております。大人の施設のため、改修して実施をしていくのか、また新たな施設を模索していくのか、そういった検討をしているところでございます。

○6番（吉川三津子君）

それは、いつごろ結論を出される予定なんでしょうか。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

いつごろと期日は決めてございませんが、まずワーキングチーム等を立ち上げて、検討を今しているところでございますので、早い時期には方向性は出したいというふうには思っております。

○6番（吉川三津子君）

ぜひある程度期日を切って、私、この早くやります早くやりますという御回答というか、やりとりはかなりしてきているんですね。ぜひ、やはり期限を切らないといけないだろうなということをおもいますし、まず最初に聞きたいのは、この発達支援センターの構想というのは、わかばの方たち、がらりとメンバーも変わってしまっているんですけれども、そういった方たちである程度いろんな勉強をされて、構想ができていたというふうに私は認識しているんですが、これは消え去ったわけではないんですよ、県にまで報告がされているということは。その辺、確認をさせていただきたいと思います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

こちらの発達支援センターにつきましては、第5期愛西市障害福祉計画、第1期愛西市障害児福祉計画のほうで、平成32年末までにできれば構築したいという計画はございます。

○市長（日永貴章君）

1点、私から補足をさせていただきますけれども、現在行っています「あいさいわかば」につきましては、先ほど部長からも答弁させていただきましたが、現在、立田社会福祉会館で運営をさせていただいております。しかしながら、やはり運営上、非常に問題があるという認識をいたしております。今後の運営をどこでどのように行っていくかということ、現在検討している段階でございます。この検討が固まり次第、市といたしましては、その方向に向けて調整をしていきたいというふうに考えております。どこの時点で結論がでるかということは、まだ慎重に、ほかの公共施設の関係もございますので、どの施設でどのようにということもあわせて検討しておりますので、現在はこのような答弁しかできませんが、市としては当然、今の運営に対しては問題があるというふうに考えております。以上です。

○6番（吉川三津子君）

ありがとうございます。

ずうっとこの問題に取り組んできて、この佐屋北保育園の廃園が決まったとき、その後からいろんな職員に聞いても、これが消え去ったような印象を受けるお話しか聞くことができませ

んでした。これがしっかりとこれから構築されていくんだなということを認識いたしましたので、よろしく願いをしたいと思います。

きょう資料として、この資料を皆さんのところにもお配りをさせていただきました。これは、東近江市の資料です。

発達支援で大切なのは、ゼロ歳から一生を通して、同じところでその子の特徴、生い立ちの情報を持ちながら、そのときそのときに適切な指導、アドバイスができるということがとても大切なことであり、鉄則だというふうに思っています。

ことしから、学校での支援員制度、直営になりました。この東近江市は、その学校の支援員の教育、派遣、そういったところもするわけですよ。ここには、もうゼロ歳からのその子の特徴をわかっている。そこで、適切な支援員を学校に派遣する。スムーズに学校で生活ができる。福祉と教育との連携がこの発達支援センターを通してできているんです。そこで学校での出来事、その子の成長、そういったものもまた発達支援センターにフィードバックされる。ここでのこの子の成長ぐあいというのも、ずうっとここで情報が蓄積されていく。とても驚いたのは、前、学校部局でスマイルの話をしました。高校に行った後、どうなったかの情報をとるのは無理だとおっしゃいました。でも、この近江の発達支援センターは、今年度初めて、高校から情報が戻ってくるんです。こういった発達に心配のある子供が高校でどんな生活をして、どれぐらい成長したかの情報はここの発達支援センターに戻ってきます、できるんです。そういった成長の情報をもとに、いろんなハローワークと連携したりしながら、社会に出ていく後押しをしていく仕組みがここにあります。こういったものができれば、私は学校のほうも、ずうっと今いろんなグレーゾーンの子もいっぱいいて、学校の現場も大変なことはわかっています。こういったところの連携をしていけば、特別支援級の先生もとても楽。そして、担任の先生も、悩みがあれば、ここに相談すればこの子についてはこういった対応をするというアドバイスも得られるということで、学校現場もぐっとよくなっていくのではないかなというふうに思っています。ゼロ歳から大人になっても、大人になってから発達に困難があるということをお知りになる方もいらっしゃいます。そういった人たちも、こういったところに相談に来られる、これが発達支援センターです。ぜひ、これを私は長年目指してきました。そもそも子育て支援の活動で、まだ生まれたばかりの子供がこういった発達に困難がある子供と出会い、保育園に入るとき、小学校に入るとき、中学生になるとき、節目節目の悩みに寄り添いながら来ました。そういった中で、やはり1カ所でこういったデータ集約をしていてくれることが、とても保護者の方にとっても本当に子供にかかわりやすいんです。今だと愛西市は、未就学児は「わかば」でとか保健センターで、学校へ行けば特別支援級の先生にとかということで、窓口が全部違うんです。でも、こういうこと言うと、今まで答弁の中でこういうときは社会福祉課がやっていますとか、ちゃんと子育て支援のほうでやっていますとか、全部まちまちのところでやっていますやっていますという答弁しかありませんでした。保護者にとっては、市はやっているかもしれないですけど、保護者にとっては大変なんです。いつも窓口に行くたびに、ゼロからお話をしなければいけない。その子の育ちの中で何回同じことを言わなければならない

いのか、それが今のこういった子供たちの保護者の方々の状況です。ぜひ、この発達支援センター、いろんな部局力を合わせて取り組みをお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

そして、私、最後にもう一つお願いがあるんですけども、先日、こういった発達に心配のある親さんの集まりで防災の勉強会がありました。親さんたちは、本当に自分たちは避難場所に行っても、自分の子供はほかの子と一緒にそこで避難生活をするにはできないという認識をお持ちなんです。もう至れり尽くせりの準備をされている。テントから、食べ物も何日分も、避難場所に行くつもりはないと。そんな情けない状況に、愛西市の状況はあるんだというふうに思っています。その中で、保護者の方がうちの子供はこうなんだけれども、どこに避難したらいいですかという問い合わせをしたときに、教えると満員になるから教えられませんという回答がされたということでお伺いをしています。もちろん、一旦はみんなと一緒に集まり、きちんここに行ってくださいというような区分けがされるということは、市民協働部長から今回の一般質問の中で答弁がありました。そういったことを、こうなっているから大丈夫ですよということを、やはりそういった保護者の方に伝えるということが大切かと思いますが、その点について御見解はどちらが述べていただけるのかわかりませんが、そういった方々へのそういった広報等、どこが担当しているかわかりませんが、ぜひ取り組みのほうをお願いしたいと思います。市の見解を求めます。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

発達支援者の方の避難ということでございますが、こちらのほうにつきまして、現在、私のほう福祉避難所として幾つかの民間の事業所と提携を結んでおります。そういった中で運営マニュアルというのも作成をしておりますけれども、その運営マニュアル少し古いものでございまして、その見直しと同時に、そういった福祉避難所として指定されているところへも再確認をさせていただくことを進めていきたいというふうに思っております。

#### ○6番（吉川三津子君）

ぜひ、福祉避難所だけでなく、そういった親さんにきちんと情報が伝わるような工夫もしていただき、皆さんが安心して暮らせるような状況をつくっていただきますようよろしくお願いいたします。

きょうはこれで終わります。ありがとうございました。

#### ○議長（鷲野聰明君）

6番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとらせていただきます。再開は1時40分といたします。

午後1時28分 休憩

午後1時40分 再開

#### ○議長（鷲野聰明君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位11番の18番・河合克平議員の質問を許します。

河合克平議員。

○18番（河合克平君）

それでは、市民の声を市政にという立場で一般質問を始めさせていただきます。

まず、きょうは3つの点について質問させていただきたいと思います。

まず1つは、コンプライアンスのある行政運営を求めるという点、そして佐屋地区の公共交通機関の主である駅のそれぞれの安全対策についてお話をお聞きします。3点目には、子どもの医療費の完全無料化を求めるという点でお聞きいたしますので、よろしく願いいたします。

まず初めに、コンプライアンスのある行政運営ということでお話をさせていただきますが、近年、コンプライアンスという言葉についてはいろいろと報道、また企業の中での内部規制等々という中で、お話がさまざまところで耳に入れる言葉としてありますが、直訳をすると法令遵守、法令を守るということになります。ただ、一般企業と違って、行政におけるコンプライアンスというのは、法令を守るという点では少し異なる点があるのではないかということをご皆さんに理解をしていただきたいと思います。

1つは、地方公務員法の第32条では、職員はその職務を遂行するに当たっては、法令に加えて条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関が定める規定にも従わなければならないということを法律で定められているところであります。ですから、コンプライアンスというのは、もともと公務員自体に職務を遂行するために必要だということが法律で決められているということであり、法令等を遵守するということが自体は、コンプライアンス自体は、職員の最も基本的な義務ではないでしょうか。また、公務員が守らなければならない法律として、日本国憲法があります。憲法には、第99条に天皇または摂政及び国务大臣、国会議員、裁判官、その他の公務員は、この憲法を尊重し、遵守する義務を負うとされています。こういった点では、国民に対しては憲法を擁護し、遵守するという文面はどこにも書かれておりませんが、公務員に対してだけ遵守をしなければならない、養護しなければならないということが憲法では記載が定められているところであります。また、憲法第15条には、全ての公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではないとも定められているところであります。行政のコンプライアンスを考えるという点では、この憲法を尊重する。そして、養護をするということが義務づけられていると同時に、全体の奉仕者であるという点については、民間の方々とは全く違うということをごまず胸に刻んでほしい、そのように考えます。コンプライアンスのある行政運営を行うということについては、市民全体の奉仕者として、市民に信頼される行政運営であるということが目指すべき行政のあり方として必要ではないかと、そのように考えるところであります。公務員であるならば、コンプライアンスを遵守し、そして憲法を尊重・養護する。そのことが、今、公務員の皆さんには当然必要として、義務づけられているものであるということをごまず考えていただきたいと思います、そのように思います。

先日、11月30日の全員協議会で議会への報告の後、記者会見がされて、フットサル場のトイレの違法建築があったという報道がされました。こちらです。仮設、認識不足を謝罪、愛西市トイレ違法建築でと。これは、中日新聞の報道ですが、こういった報道がありました。

そもそも建築物というものを建てるため、建築確認申請というのは、必ず行わなければならないのかということについて、まず1点確認いたします。

また、地方自治法では、トイレなどの工事についての契約を行うため、どのような方法で契約を行うのか。そのことについても、まず初めに法律を守って、行政運営をしていくという視点に立った中で2点質問をさせていただきたいと思います。

続いて、2点目の問題として、佐屋駅の安心・安全な駅前整備を求めるということであります。この佐屋駅の安心・安全な駅前整備を求めるということでは、ここから甚目寺、木田、勝幡、藤浪、そして日比野、佐屋の順で、今スライドに上映される状況ではありますが、大体あま市のこれは木田までですね。ここは勝幡です。勝幡のこれは南の口、勝幡は通路があります。下り線ですね。勝幡駅の北側の駅の状況、ロータリーの状況です。そして、藤波駅の状況が、こういう橋上駅になっておりまして、ここにはロータリーがつくられ、そしてバスの停留所も、巡回バス、市の停留所もあり、庭なども整備をされているという状況が藤浪駅であります。ここは、佐屋地区にある日比野駅の駅舎です。これは、日比野駅を見たところです。日比野駅の駅前までは車が通っていく状況。明らかに昭和な感じの雰囲気になります。そして、佐屋駅の状況ですが、佐屋駅前の、これは駐車場がある中でとまっている車はUターンをして、下へ来てとまっているというんですね。すぐに大きい車が通っている県道があると。そこで、ここ佐屋駅も昭和な状況であります。そして、永和駅についてですが、永和駅の南側です。今、家が撤去されてこのような形で見通しのよい状況になっているというのが今の永和駅の現状であります。

こういった、今、見ていただきましたが、佐屋地区の駅について、さまざまなことで私も取り上げてまいりましたが、佐屋駅、そして日比野駅、そして永和駅について、今どういう状況なのか、また今後どうしていくのかについてお伺いをいたします。

3点目に、子どもの医療費の完全無料化を求めるという点であります。

今本会議には、子どもの医療費の完全無料化を求める2,880名の署名の請願が上程をされているところであります。4年前、5年前から累計をすると、累計で1万6,741名となった状況であります。近隣市においても状況が変わりつつある、また国も子育て支援の状況としてペナルティーをなくしていくという方向も今出ているところであります。愛西市は、子どもの医療費の完全無料化を求める声、また子どもの医療費の助成を中学校まで拡大してほしいという声はある中、ことしの8月から3割の負担を1割にする、2割分を償還払いとするという制度がこの8月から始められたところでありますが、この8月から行われた償還払いについては医療費の助成、その手続、そして市民からの問い合わせ、混乱などなど、私のところにはさまざまな声が届いてはおりますが、今、市として問題なく行われているかどうかについて、まず1点確認をいたします。

そして、隣の津島市は、今12月議会で子どもの医療費の完全無料化中学校卒業まで完全無料化にするという条例が、12月議会で上程をされたということを知り及んでいるところでありますが、これが可決されれば、来年の4月から隣の津島市の子どもの医療費の無料化が始まると

いうことになることとなっております。そういった点では、愛西市、8月に軽減措置を行ったばかりであります。愛西市はどのような取り組みを行っていくのか、そのことについて伺いをいたします。以上、お答えください。お願いします。

**○産業建設部長（恒川美広君）**

まず、私のほうから1点目の確認申請の関係でございます。

建築物を建築しようとする場合は、確認申請は必要であります。ただし、防火地域、準防火地域以外の地域で床面積が10平米以内の増築、改築、移転を行う場合に限り、確認申請の手続が免除されることになっております。建築確認申請が必要な場合は、審査に必要な建設地調査書を都市計画課へ提出していただき、受け付けをすることになっております。以上でございます。

**○総務部長（伊藤長利君）**

それでは、私からは市の契約に当たります締結方法について、御答弁させていただきます。

まず、市が契約主体となる請負契約を締結する場合ということにつきまして、御答弁をさせていただきます。

まず、地方自治法同施行令並びに市契約規則等に沿って行っている状況でございます。また、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号によります、少額を理由に随意契約が認められている案件につきましても、この1号に当てはまらないものについては、内容が適正かについて審査を経た後、業者と契約を締結しております。いずれにいたしましても、自治法並びに規則に基づいて契約を締結しております。以上です。

**○産業建設部長（恒川美広君）**

それでは、2点目の駅前整備の関係でございます。

まず、佐屋駅前整備でございますが、佐屋駅前の安全対策、駅前整備の必要性は、十分認識をしております。駅周辺の用地課題や駅東の改札口の必要性、道路アンダーとして計画されております都市計画道路佐屋多度線への接続方法など、非常に困難な課題もあります。今後、地元及び地権者や鉄道事業者と調整して、今後の事業化について検討していきたいと考えております。

一方で、鉄道駅の利用を充実させていくに当たり、地元及び地権者や鉄道事業者の協力が必須であります。今年度も鉄道事業者との協議を実施し、駅前整備にあわせた駅構内整備等を総合的に検討していけるよう調整を行っているところでございます。

続きまして、日比野駅の関係でございます。

名鉄日比野駅前についての整備計画は、現在のところ持っておりません。今後、状況を見きわめながら、整備への判断をしてみたいと考えております。

続きまして、永和駅の関係でございます。

J R永和駅につきましては、津島、蟹江町を含む2市1町で勉強会を実施させていただきました。しかし、財政的な制約など、事業化が難しいとの理由で勉強会を休止した経緯がございます。駅周辺整備の検討に当たり、今後、アクセス性の向上を考えますと、北側駅舎及び周辺

道路と一体で検討することが最も事業効果が大きいものと考えております。以上でございます。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

子ども医療費の拡大についてでございますが、今までの周知方法といたしまして、夏休み前に市内の中学生の保護者の方に個人通知をいたしました。また、市の広報紙やホームページに掲載をしております。助成拡大の内容の問い合わせを多くいただきましたので、保護者の方への周知はできたと考えておりますし、現在問題なく進んでいると思っております。

続きまして、完全無料化でございますが、この中学生の通院医療費助成を8月より実施したばかりでございます。完全無料化は、現時点で考えておりませんが、今後、子ども医療についていろんな方面、御意見をいただきながら考えていきたいというふうには思っております。

**○18番（河合克平君）**

では、順次再質問をしていきます。

先ほどごらんいただいたように、このトイレが違法であったということについては、既に新聞報道もされておりますので、これは建築許可確認が出てなかったという内容になりますが、この違法な状態というのはいつからわかっていたのか教えてください。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

平成30年2月、都市計画課より指摘を受けましたが、その時点でも仮設トイレなので必要ないと誤認をしておりました。最終的に適切でない状態と認識したのは、建築後の4月以降でございます。

**○18番（河合克平君）**

4月以降にわかったということですが、4月以降にわかって、なぜすぐにそれを公表しなかったのかお伺いします。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

東ゾーンフットサルコート周辺の整備を検討していく中で、適法にするための有効活用について検討していたためでございます。以上です。

**○18番（河合克平君）**

適法になるための有効活用というのは、適法にすることができるであろうという可能性を探っていたということですか。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

はい、そのとおりでございます。

**○18番（河合克平君）**

違法なものについて、どれだけどんなことをしても適法になることはないことはすぐにわかることであると思うんですが、そういった点では、すぐに公表する状況があれば、より愛西市としての今後の行政に信頼が厚くなるんじゃないかなというふうに思うんですが、いかがですか。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

適法にする手法として、例えば仮設トイレの回りを壁で囲って家屋状態にするとか、地中に

固定をされておる状態なのを出して、げたを履かせて工事現場のような仮設状態にするとか、そういった手法も検討の一つとしてやってまいりました。ただ、いずれにしても非常にまた費用がかかる内容でございました。そういった点で、もともと1年間の暫定的な仮設トイレという考え方で設置したものでございましたので、そこに公金を投入するというのはいかなものかという判断のもと、今回撤去という結論に至った次第でございます。以上です。

○18番（河合克平君）

1年間の暫定であったということですね。今回のトイレについては、この違法性を解消する方法については今後どのような形にしていくのかお伺いできますか。

○教育部長（大鹿剛史君）

こちらの現在使用禁止になっております仮設トイレにつきましては、来年の計画として、正規なトイレの建築後、あのトイレについては金棒グラウンドのほうへ移設をいたしまして、先ほど申し上げたような手法を用いて適法になるような形で設置し、有効活用をしていく考えを持っております。以上です。

○18番（河合克平君）

来年の適正なトイレが建築された後、移動させるというふうに今おっしゃったんですが、それでいいですね。

撤去をして、移動させて、そしてまた設置をして、報道によるとトイレについてはもともと防災上の強度や耐火性などが基準を満たしてなかったという問題もあるということで、また新たにどこかに設置する場合は、強度や防火性を強化しなければならないということも出てくると思うんですが、改修することが出てくると思うんですが、どのぐらいの費用が余分にかかるというふうに見込んでいらっしゃいますでしょうか。

○教育部長（大鹿剛史君）

現在、そういった設計に入っておりますので、具体的な数字はまだ出ておりませんが、手法といたしましては、基本的にこのトイレがユニットバスと同じような解釈で、周りを壁、そして屋根のある構造物の中にこのトイレを入れることで、適法な状態が確保できるという確認はとっております。以上です。

○18番（河合克平君）

そうすると、トイレ自体は改修をせずに、屋根のある囲われたところの中に入れるという方法を使ってするというので、そうすると、移動と撤去と設置という費用がかかるということですね。いいですね、それをお答えください。

○教育部長（大鹿剛史君）

はい、もともと移動と撤去については、当初来年の3月以降に予定をしておった内容なので、増加になる分につきましては先ほど申し上げた適法になるための施策が増加になると考えております。以上です。

○18番（河合克平君）

撤去、移動、設置、どれぐらいの費用がかかるかということがありますが、余分に費用がか

かるということは、まず間違いないということですね。

あと、契約の問題ですが、今、部長のほうからも市がする場合の随意契約ということについてお話がありましたが、この随意契約の金額の条件というのは、愛西市としては幾らぐらいが上限になりますでしょうか。

○総務部長（伊藤長利君）

地方自治法施行令第1号の上限ということになりますと、工事費ですと130万円以上が競争入札に値するという形でございますが、これに関しまして指定管理者と市との協定につきましては、指定という行政処分でございますが、直接指定管理者との請負契約には値はいたしません。そういった中で、今回、指定管理者とトイレ業者との契約についての御質問であれば、それにつきましては、市が関与する部分といいますと、なかなか難しい部分もございますけれども、基本、民・民の契約については、各自の自助努力によります契約がされておりますので、これは市の契約規則が適応される部分ではないというふうに判断をしています。以上です。

○18番（河合克平君）

このトイレは、そうすると指定管理業者のものということでもいいんですか。

○総務部長（伊藤長利君）

これにつきましては、指定管理の協定の中で東ゾーンの管理運営業務全体を指定管理者と協定の中で結んでおります。そういった中で指定管理料に含んでの支出ということになりますので、直接的にそういった部分で、所有権が今どこにあるかというお話になっておりますが、まだ基本的には指定管理者の所有権になっておりますので、私どものほうがそれを今後買い取るといったような形で進めたいとは考えております。

○18番（河合克平君）

今、所有権は、市のものではないんですか、あのトイレは。まだ支払いが終わってないからということで、市のものじゃないということでもいいんですか。

○総務部長（伊藤長利君）

所有権につきましては、今、市の権限ではないというふうに認識はしておりますけれども、これは指定管理の協定の中のお話ですので、ちょっと内容的にはまだ今差し控えさせていただきます。

○18番（河合克平君）

では、所有は、今、宙に浮いておるという状況であると。それで、報道によると200万程度のトイレの設置費用だということがありますが、トイレの費用は具体的には幾らになりますでしょうか。

○教育部長（大鹿剛史君）

トイレは200万ほどで、その内訳といたしまして、トイレの本体、それから手洗い場にかかるものが約100万ほどになると思っております。あと、設置費用、接続費用等が含まれて200万という数字が出ております。以上です。

○18番（河合克平君）

200万円という金額でいうと、先ほど随意契約の工事は130万を超えないと。これ以上のものは入札をするということがありましたが、指定管理業者をトンネルにすれば、幾らでもいいという意味に聞こえてしまうんですけど、その辺についてはどうお考えなんですかね。

**○総務部長（伊藤長利君）**

そういった考えではございません。当然、自社努力の中で安価で購入していただいております。そういった前提でございますが、当然、指定管理者が他社からそういったものを購入する場合でも、競争性を持たせた見積もり徴集等を行っていただいておりますというふうに思っております。以上です。

**○18番（河合克平君）**

それは当然のことで、ということではなくて、何か工事をするときに、市がね。時間がなくて、約束する時間があるって、工事をするときに300万ぐらいかかる工事があるって、指名競争入札することもできなくて、じゃあ指定管理者と協議をして、協議をした中に入れておけば、300万円の建設でもできるということですよ。今回、協議があるって、適正であるということであれば。そういうことが、今後もできるという意味でよろしいですか。

**○総務部長（伊藤長利君）**

まず、指定管理の問題と、一般論でいう随意契約の取り扱いをちょっと区別してお話しさせていただきますけれども、まず自治法の施行令の中の随意契約の条項はありまして、その中でも5号案件というものが緊急性及び必要性があるものについて、先ほど言いました金額の1号要件、これを超えていてもそういった契約が随意契約としてできますといったことはございません。

**○18番（河合克平君）**

そうすると、今回のトイレの設置は緊急性が必要だったという認識で今お答えをいただいたということですか。

**○総務部長（伊藤長利君）**

ですので、先ほど一般論という話をさせていただきました。ですから、今回その指定管理者が民・民で契約をした状況におきましては、この適用はございません。当然それは、市の契約規則等、また随意契約の範疇外で、直接業者業者で、民・民でお話ししていただいております。

**○18番（河合克平君）**

税金が適正に使われるということを考えれば、民・民で任せ切りであるということでは、やはり税金が適正に使われているかどうかという検証ができないんじゃないですか。そういった点では、その指定管理者との協定があるからいいよというような内容については、これは適正であったというふうに言うこととはちょっと違うんじゃないんですか。そのことについて、お伺いできますか。

**○総務部長（伊藤長利君）**

それにつきましては、当然、税金でございます。その使い道、用途につきましても、市はそ

れを監視する立場でございますので、その契約につきましても、内容等はこちらのほうで精査した中で適正と価格を判断して、協定の定められた事項につきまして進めておる状況でございます。

**○18番（河合克平君）**

トイレの契約については、指定管理業者が民民で契約をして、安いだろうと、最低精査をして安価でやられているだろうという前提のもと協議を行って、そして指定管理業に上乘せをする形で契約を結ばれたというのが、今回のトイレの問題であります。

ことし平成30年の一般会計予算の当初予算で、ここには平成30年度の親水公園総合運動場にフットサルコートが追加されるため140万7,662円の変更契約を行うということで、140万7,661円の変更契約があるということが概要書に載っています。ということは、この140万円の中にトイレの費用があるということですか。今トイレは200万だということだったですけども、140万の中にトイレの費用が、足りないと思いますが、どういう状況があるのでしょうか。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

今、議員がおっしゃられたのは、委託料の話ですよ。トイレのほうに関しましては、当然その時点で予算がなかった状況もあって、緊急性があるということで、今回、指定管理者のほうと協定を結んで200万の施設を3年で、分割で支払うという協定を結んでおります。ですから、市の予算とはまた別の問題だという認識でおります。以上です。

**○18番（河合克平君）**

予算がなかったので、200万円のトイレを買ったんですが、指定管理の業者の人と協定をして3年払いでこの140万プラスされたうちの半分、約73万4,400円を3年払いでトイレの代金を支払うというのが、今おっしゃっていただいた内容ですが、そのとおりでいいんですか。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

はい、そういう形で協定を結んでおります。

**○18番（河合克平君）**

問題なのは、緊急性があると言いながら、予算がないと言いながら、その指定管理業者に物を買ってもらって、後から分割払いするからいいよねと。こんな協定を、指定管理業者は市から仕事をいただいているわけなんで、それをだめだとは言いつらい状況もあるかというふうにも思いますし、そういった契約をどんどん進めてしまうというこの契約の仕方というのは非常に問題である。これが適法だと言うならば、何でもできるじゃないですか、指定管理業者が指定をしている施設については。例えば児童館、児童館で遊具が要るから、でもすぐにほしいから、買いたいけど、でも100万、200万かかるから、じゃあ3分割にして50万ずつ払うから買ってね。できることですよ、これを認めてしまえば、この方法を。これは、余りにもずさんな市の契約のあり方、また税金の使い方になるのではないかと思います。どう思われますか。このことについては、適法だと胸を張って言われる状況ですか、市の契約としては。

**○総務部長（伊藤長利君）**

これにつきましては、双方協議をして指定管理者と協定を結んでおります。この東ゾーンで

ございますが、フットサルコートの利用者の利便性の向上を図ることを大きな目的としてございます。そういった中で、双方協議をした協定書の中で、その費用を指定管理料として支払うと、そういったやり方につきましては、自治法上では違法ではないと私どもは認識をしている状況でございます。またその指定管理が行います業者の選定、また金額の決定につきましては、当然、競争性を持たせた中で指定管理者に委ねることに関しましても、これも問題ではないといった認識で事業を進めておりますが、確かに議員がおっしゃられますように、そういった細かい部分で言いますと、今回、建物として認定をされたという段階で、これについては当然市が設置すべきものだろうといったすみ分けを、今後、運用上の課題として検討して、今後も自治法並びに条例規則に沿った運用をしていく方針を今固めておる状況でございます。以上です。

**○18番（河合克平君）**

明らかにトイレの200万円の状況については、まず市のものではあるかどうかもわからない状況でお金が支払われているということについてもおかしな話で、3年間で分割したからいいよというものでもないだろうというふうには考えております。

今回、トイレの設置が違法であったということと、お金の支払いの仕方、契約の仕方が非常に適法で、違法ではないと言いながら、でも改善していかないかんという答弁があるわけなんです、これは多分改善をしないとイケない内容なんだろうというふうに考えますが、今回のトイレの違法性、結果そうってしまったことについては今後どうしていくのかということは、当然改善をしていかないかん。改善をしていくにはどうしたらいいかということについて、建設部長のほうから一言いただけますか。

**○産業建設部長（恒川美広君）**

今後は関係部局と連携、情報を共有しながら事業を進めてまいりたいと考えております。

**○18番（河合克平君）**

関係部署と連携をすると、規定せざるを得ないルールは、当然ルール化してもらわないかんと思えますけど、教育部長どうですか、この今回の件については、一言、改善をするための方法として。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

先ほど、産業建設部長が申し上げたとおり、やはり横の連携を密にして事業に当たっていきたいと考えております。以上です。

**○18番（河合克平君）**

契約の問題でいうなら、今、改善もしていかないかんという表明もいただきましたが、総務部長どうですか、改善の方法として。

**○総務部長（伊藤長利君）**

両部長が答弁させていただいたとおりでございます。

**○18番（河合克平君）**

今言った3人見えるんですよ、部長が。その3人の部長がいても、この違法性を防ぐことが

できなかつた。そして、契約についてもおかしい。不適切な状況であるということです。どうやって改善をしていくんだらうというふうに、僕は不安に思います。これだけいる部長の皆さんが、3つの目、3人ですから6つの目で見ても、わからなかつた。それを防ぐことができなかったということであつたらうと、どう改善をしていくんだらうということで副市長にお伺いをいたしますが、どう改善をしていくというふうに思い、どのようなスケジュールで行っていくのかということについてお答えいただけますでしょうか。

**○副市長（鈴木 睦君）**

今後の指定管理者制度の連絡調整会議というものが市の中にございますので、その中で協議と確認、あるいは周知徹底を図ってまいりたい、そんなことを思っております。よろしくお願ひします。

**○18番（河合克平君）**

そして、もう一ついいですか。今、僕が質問したのが、違法性、トイレが違法であつたということについて、これは防がないかん、今後。今、指定管理の連絡調整会議というのは、指定管理の業者が集まつたときに、そんな契約はしないですよということを調整していくのかどうかわからないですけど、その辺のことについて、どうしていくなら、これは繰り返されないんだらうかということ、当然、行政の中では今回の件で反省、またはどう進めていくかということ、当然していると思ひますが、そのことについて、建設についての違法性を防ぐための方法、部内でどのような所感を持っているかということも含めて、もう少し具体的にお答えいただけませんか。

**○副市長（鈴木 睦君）**

先ほども申し上げましたように、公の施設の指定管理者制度ガイドラインの作成だとか、モニタリングの指針等もございますので、そういうことを含めて、公募、非公募、あるいは募集要項、仕様書、上限額を含めた中でこの調整会議の中で協議をして、確認をし、そして周知徹底を図ってまいると、そういうことございます。

**○18番（河合克平君）**

最後に、市長にお伺ひいたします。

今、さまざまな組織の中で連携をとるといふ各部長、また副市長の話もありましたが、市長として今回の問題をどう捉えて、どのように改善をしていくかということについて、具体的にお聞かせいただけますか。

**○市長（日永貴章君）**

今回のことにつきましては、本当に利用者の皆様方、市民の皆様方にまことに申しわけないというふうに思っております。今回の件につきましては、まずは担当部局が、やはり市民の皆さん、利用者の皆さんに使いやすいように、そして予算のない中でも実現したいという焦りがあつたのではないかとこのように私は思っております。

しかしながら、後々しっかりと確認作業ができなかつたということが大きな問題であらうというふうに思っております。当然、各担当部局は、事業を推進する課と、あと建築確認等のそ

ういった法令をチェックする部局がございますので、やはり両者がそれぞれ何を聞いているのか、どういう指導をするのかということをしつかりと確認をして、また相手にわかるように伝えるということが私は必要ではないかなというふうに思っております。

当然それぞれが専門的なことがございますので、相手に伝わっていないということが、私は大きな今回は判断ミスの一つの原因だろうというふうに思っております。当然、トイレの建築確認だけでいえば、先ほど各部長が答弁をいたしました、スポーツ課としては仮設トイレだというふうに最初から認識をしていたと。都市計画課は、これは建築確認が必要なトイレだということを認識したということでございますので、やはりそれがもっと早くしつかりと確認ができなかったということが大きな問題ではないかなというふうに思っております。やはり、市はいろいろな事業を推進してまいりますし、また指定管理者によりまして、さまざまな施設をしつかりと管理をしていただいておりますし、利用者の方々からいろいろな要望、提案等もございますので、そういったものを少しでも実現したいという思いはございますが、やはり法令にのっとった事業をしていかなければならないということ、先ほど議員からもいろいろな公務員のあるべき姿も言っていただきましたので、そういったことを改めて認識をして各事業に邁進をしていきたいというふうに思っております。以上です。

#### ○18番（河合克平君）

昨年の12月にトイレは設置をしますと言って、部長の答弁でね。12月のときに、トイレ設置しますと言い切ったんですよ。言い切るということは、予算もそれなりに計画をしているんだなというふうに思いますし、本年度の当初予算でフットサル場のトイレとひさしの設計費も上げられているということですから、来年度には本当に新しいトイレや庇ができるんだなという状況だと思いますが、行政的には。ただ、それまでの間、簡易的に仮設トイレが要するという判断をしたところについては、非常に今回の問題になった判断だったろうというふうに思っておりますので、その辺については今後どのような判断をしていくのかということについては、今、市長がおっしゃっていただいたように、それぞれコンプライアンス、法令遵守に基づいて行っていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

続いて、時間がありませんので、駅の問題にお話を変えたいと思います。

佐屋駅の問題ですが、今、佐屋駅については、かなりいろいろなお話もありましたが、佐屋駅について、今、安全性を考えるという話もありましたが、歴代の部長も危険性についてはいろいろと答えていただいておりますが、今の現状で部長のほうから安全性ということについてはどうなのか、お答えいただけますか。

#### ○産業建設部長（恒川美広君）

危険な状況に変わりはないと認識をしております。ただ、駅前が名鉄の敷地でありますので、安全対策が少しでも改善できるように、名鉄と引き続き協議を進めてまいりたいと考えております。

#### ○18番（河合克平君）

都市計画決定がされている、佐屋駅前はされているということですので、都市計画を変えな

いといけないんじゃないかなというふうには考えていますが、今度、都市計画マスタープランということを作成するということがありますんで、今、都市計画決定を一緒に変えていく状況も視野に入れてはどうかというふうに思いますが、いかがですか。

**○産業建設部長（恒川美広君）**

佐屋駅前整備等につきましては、公共交通機関の結節点で、都市計画マスタープランへの位置づけが必要だと考えております。また、都市計画変更をしなければ、具体的な事業を行うことができないことも認識しております。都市計画変更については、必要な規模、機能、配置する施設の検討のほか、事業スケジュール、資金の計画、事業手法などを見据えて、適時適切に行うことが望ましいと考えております。

**○18番（河合克平君）**

いつでも都市計画決定は変更できるということであると思いますが、適宜進めていかなければならない。市長にお伺いいたしますが、ずうっとこの間、暫定的な安全対策というのが行われていないと、市民の命は守られないという状況があります。県道が近くて、そして出入りも危ないということがありますが、また特に雨の日の状況は危険だということもありますので、そういった点で、今後、やはり暫定的な状況も含めて考えていく必要が市としてあるんじゃないかと、市民の安全・安心を考えるんならね。そのことについて、市長として見解をお伺いできますか。

**○市長（日永貴章君）**

佐屋駅前の状況は、以前にもお答えをさせていただきましたが、非常に危険な状態だということは認識しております。それを踏まえて、鉄道事業者のほうとも協議を重ねておりますが、なかなか現状進んでいないということで、市といたしましてもできる限りの施策はとっていかねばならないというふうに思っておりますけれども、先ほどもお話ございましたが、昭和50年代の都市計画決定の状況も十分私たちも認識しておりますが、現状あれを実現するのは非常に難しい計画だろうと。鉄道をアンダーパスをするということは非常に困難な状況だというふうに思っております。

そういったことを踏まえまして、市といたしましては、今後さらに鉄道事業者とも協議を進め、また地権者の皆さん、地元の皆さん方がどのような状況、協力が得られるのかということも判断しながら我々としては進めていかなければなりません。当然、計画を変更するというふうになれば、それが進めるということで計画変更もしなければなりませんので、そういうことを踏まえまして、やはりこれから手法がどのような手続を踏んでやっていくのか、やはり時間的にもかなり時間を要するかとは思いますが、市といたしましては何とか解決をし、また駅前の今後の見通し等、ビジョンを描いていきたいというふうに思っております。以上です。

**○18番（河合克平君）**

きょうの一般質問でもありましたが、第2次基本計画、土地利用計画図のうちの愛西市の中での都市居住ゾーンであり、市街拠点地域に入っているこの佐屋駅が利用がしやすくなるということ。それから、観光の問題を考えても、佐屋駅が利用しやすくて、そこに巡回バスが入っ

て、そして立田の道の駅に行くようなことも含めて将来の愛西市を考えれば、やはり必要なことであろうというふうに考えますので、引き続き検討をよろしく願いをいたします。

また、鉄道の事業者との協議を実施していくというお話もありましたが、地元や地権者の人たちとの話し合いも今後進めていくかと思えますし、そして都市計画決定をしないと、また土地を購入したときに、譲渡された方の租税の問題の関係もありますので、そういった点ではやることはたくさんあるということはわかりますが、早急に進めていただきたいというふうに考えます。

あと、続いて最後に、子ども医療費の完全無料化を求めるとのことでの質問の再質問をしたいと思えます。

子どもの医療費の拡大ということで、支給については順次行っているということですが、支給について、いつ申し込みをして、子育て世帯の家庭に振り込まれるまでどれぐらいかかるのかということについては、お伺いできますか。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

支給までの期間でございますが、受診された月から原則2カ月後に決定し、月末に決定通知を郵送し、申請のあった指定口座へ振り込むといった流れになっております。

**○18番（河合克平君）**

つまり8月に受けた人は、2カ月後、9月に申請をして、9月末で締めて、10月末に支払いをするということになるというんですね。8月と9月分を一緒に9月に出したら、11月に入金されましたという声が届いているんですが、そういう場合は遅いほうで、9月分で締め切って支払いに回すということになるんでしょうか。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

2カ月分、複数月の申請ということであれば、一番最後の申請の月の2カ月後ということになります。

**○18番（河合克平君）**

例えば、1カ月ずつするというのもできるということでもいいですか。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

それぞれ各月の申請ということであれば、そういう形もできます。

**○18番（河合克平君）**

2カ月もかかるということであると、本当に遅いと。もうちょっと早くしてほしいということが、私のところにも声として届いています。また、負担を減らすための方法ということであると、どういう方法があるのかということには本当に考えていかないかと。また、どれぐらい、今1カ月、2カ月の話ししましたが、これは最終的にいつまで申請をためておいて申請ができるのかということについてもお伺いできますか。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

どれぐらいの期間ということでございますが、原則といたしましては、診療月の翌月に申請をお願いしたいというふうには思っておりますが、数カ月まとめて申請することもできます。

医療費を支払ってから5年を経過すると申請ができなくなるということでございます。

○18番（河合克平君）

5年間の分については、過去にさかのぼって申請ができるということによろしいですね。わかりました。

では、こういう、例えば申請をするために行かなければならないとか、2カ月待たなければならぬとかということについていうと、特に市の職員も今まで以上に事務がふえた状況になりますし、子育て家庭についても2,000円でも3,000円でも、後から入ってくると確かにうれしいけど、もう医療費がないほうがいいよねという話は、当然話は入ってくる状況です。

きょう、佐藤議員の質問の中で経常経費比率については、非常に弾力性があるのはこの辺の市町では一番愛西市が弾力性があるなということを知りまして、非常に愛西市というのは経常経費比率も弾力性があるし、また借金についても今いいですよという、そんなに悪くないですよという話も部長からありました。そういった点では、財政について非常に、当然何でも使えるというわけではありませんけれども、どこに使っていくのかということについて判断がしやすい、そのような財政状況であるなということを知り、今回佐藤議員の質問を聞く中で感じたところではありますが、この隣の津島市の経常収支比率は92.5%、愛西市は87.8%で、87.8%と92%で大体5%ぐらい違って、もともになるのが一般財源からどれぐらい使えるかということなので、大体愛西市一般財源140億円ぐらいあるんですよ。140億円ぐらいあるので、5%だと7億円。7億円ぐらい津島市よりも流動化というのかね、固定化していないということが、この財政経常収支比率を見るとわかります。そういった点では、津島市よりも経常経費でいうと実に弾力的な運用ができるというのがこの愛西市であります。津島市、愛西市よりもこういうものが載せてありますが、津島はそのような財政上の問題でいうと、非常に苦しい中で、それでも来年の4月から子どもの医療費の無料化を実施するというのを今言っているところであります。そういった点では、今回、市長にお伺いいたしますが、この償還払いというふうに、後から支払うということではなくてね、やっぱり窓口無料化にされることのほうが、より子供たちの負担も減るし、職員の負担も減るということは前々から指摘をしておりますが、まさにやってみてそうだったなあというふうに思いますので、そういった点では、市長の決断が今必要で、市長の政策について反対するのは我々共産党の議員ぐらいで、市長がやると言ったら、誰もこの議会の中で反対をする人はいないんじゃないかなというふうに思っておる状況でもありますので、そういったことでは議会のことも当然気にしないかんですけれども、市長としての決断を求めたいというふうに考えますので、その点のことについてお答えをいただけますでしょうか。

○市長（日永貴章君）

先ほど河合議員が共産党さんは、私の施策には全部反対するようなことを言われましたが、いい政策でも悪い政策でも反対ということでお聞きしました。非常に残念だなというふうに思っております。

○18番（河合克平君）

議長、訂正が……。

○議長（鷺野聰明君）

答弁中ですので。

○市長（日永貴章君）

そういったふうに捉えましたので、非常に残念だなあというふうに思います。

やはり市といたしましては、当然我々当局といたしましても市民の皆様方によりよい施策をできる範囲で実現するというので、やはり画一的な、どこの自治体へ行っても必要な施策もあると思いますし、やはりそれぞれの自治体が必要な施策を、特色ある施策を行っていくということも当然必要だというふうに思っております。

子どもの医療費の無料化につきましては、当然ほかの自治体の今の状況も我々としてはしっかりと判断をしておりますし、また今回も請願も出されておりますし、やはり各議員の皆様方のいろいろな、さまざまな見解もあります。そして、将来にわたって愛西市がどのようなまちづくりをしていくのか、きょうの質問にもありましたが、今後駅の安全性確保、また駅前の開発による人のにぎわいの創出等も望んでおられる議員さんも、河合議員もそうだと思いますが、そういったところに対しまして投資的な経費も必要であろうというふうにも思っております。やはりそういった部分を全て加味して我々は、判断していかなければならないというふうに思っておりますので、子ども医療費の無料化につきましても、今後皆さん方の意見を聞きながら、我々としては判断をしていかなければならないというふうに考えております。以上でございます。

○18番（河合克平君）

発言の訂正をさせていただきますが、市長の提案に何でも反対ということではなく、是々非々で必要なものは必要と、やるべきことは賛成と。当然、エアコンの問題にしろ、ブロック塀の問題にしろ、私たちはそのことについて反対するということはありません。市民にとっていい政策については、賛成をするというのはもちろんそのことについては間違いのないことなので、そのことについては訂正をさせていただきます。

市民の思い、市民の子育てをするその親の思いということであると、本当に今、喫緊の状況じゃないかなと、課題を実現する最優先の状況じゃないかなというふうに考えます。経常経費比率は福祉のお金、それから給料のお金、経常経費に使うお金が、それなりに弾力性があるということです。だから、市長が今おっしゃったような設備や佐屋駅とかそういう建設事業についてはまた違う費用を使っていく状況になるわけで、一般財源の中でどれだけ分経費を福祉に使えるかということについては、津島市と比べても弾力性があって豊かであるということをおもっておりますので、そういった点では、市町の大同団結と言われる大同決断をお願いいたしまして、私の発言を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（鷺野聰明君）

18番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとらせていただきます。再開は2時50分といたします。

午後2時40分 休憩

○議長（鷲野聰明君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位12番の16番・加藤敏彦議員の質問を許します。

加藤敏彦議員。

○16番（加藤敏彦君）

市民が平和で安心して暮らせるまちづくりを求め、一般質問を行います。

市当局の誠意ある答弁を、どうかよろしくお願いします。

第1項目は、消費税増税についてです。

安倍政権は、来年10月より消費税を10%に引き上げることを決めています。

11月26日には、消費税引き上げで景気が落ち込むのを防ぐための対策を公表しました。11月27日の中日新聞ですけれども、1つはプレミアムつき商品券の発行、2つ目にはキャッシュレス決済時のポイント還元、3つ目には自動車、住宅購入者への税予算措置、4つ目には個人番号カードへのプレミアムポイント、5つ目には防災・減災・国土強靱化対策、6つ目には商店街の活性化、7つ目には幼児教育の無償化、年金生活者支援、8つ目には飲食料品などへの軽減税率制度、9つ目には増税時の柔軟な値上げを促す指針策定の9項目です。

この対策に対して、11月28日の中日新聞の社説は、消費税10%対策、お金持ちに有利になるとの見出しで、効果が期待できない対策にまで巨額の税金を投入するなら、何のための増税か怒りが込み上げる人も少なくないだろう。商品券配付やポイント還元といった痛税感の目くらまし策のことだ。さらに、防災・減災に名をかりた公共投資の拡大も大いに疑問があるし、この機に乗じて、キャッシュレス化やマイナンバーカードの普及促進に税金を投じるのでは何でもありかとの批判は免れないと、大変厳しい社説となっています。皆さんのお手元にも社説の写しがありますから、見ていただきたいと思います。

消費税について日本共産党は、所得の少ない人ほど重くのしかかる税金であり、その上、深刻な消費不況が続く中で、増税は暮らしと経済をさらに落ち込ませ、貧困と格差を拡大すると考えます。総務省の家計調査を見ると、2014年4月の消費税引き上げ以来、年間の家計消費は1世帯当たり約25万円も減りました。毎月2万円以上買い物ができなくなったのです。まさに消費不況になっています。消費税2%の増税で、5兆円の財源が生まれます。これは、国民が5兆円分の買い物ができなくなるということです。

内閣官房参与の藤井聡京都大学大学院教授も、10%の増税は日本経済を破壊すると警告をしています。消費税導入から、2017年度までの消費税収は累計で349兆円にもなりますが、一方減税などによる法人税の減収は281兆円、消費税収の8割は法人税減税、減収の穴埋めに使われ、財源として役立っておりません。

2012年に政権復帰した安倍首相は、2014年4月に消費税率を5%から8%に引き上げましたが、安倍政権だけでも大企業に4兆円以上の減税をしております。公平な税制を考えれば、大企業や富裕層への優遇税制を見直すべきです。法人税の実質負担率は、大企業は10%、中小企

業は18%です。大企業に中小企業並みに払ってもらえば4兆円の財源ができます。また、株の配当はどんなにもうけても20%の課税、大金持ちになるほど負担率が低くなっております。こうした富裕層への優遇税制を正せば、1兆円の財源が生まれてまいります。合わせて5兆円、消費税2兆円分の財源は、つくることはできます。日本共産党は、消費税10%に引き上げはきっぱり中止すべきだと考えます。

消費税増税についてお尋ねをいたします。市民への影響額は幾らでしょうか。市財政への影響はどうでしょうか。消費税10%について、市長の見解についてお尋ねをいたします。

次に、2項目めの布団乾燥サービスについてお尋ねをいたします。

2018年、ことしの1月22日付で、寝具洗濯乾燥サービス御利用対象者の変更についてという通知が利用者の皆さんに郵送されました。

その内容は、「さて、寝具洗濯乾燥サービスは本市の独自事業として実施しておりますが、市税収入の低調な推移、社会保障費の自然増など厳しい財政状況の中、効率的な財源配分の必要性により、御利用いただける対象を下記のとおりに変更させていただくことになりました。そのため、65歳以上のひとり暮らし、または65歳以上のみの世帯であっても、要介護認定1から5に該当しない方は、この対象外となりますので御承知おきください」と、市は一方的に利用制限を行いました。

厳しい財政状況と述べておりますが、平成29年度の決算では、一般会計の繰越金が8億4,300万円、一般会計と特別会計の基金の総額は191億4,930万円、その運用益は1億2,985万円でした。今議会の一般会計補正予算では、基金費の補正額が8億332万円、財政調整基金積立金が3億5,600万円となっております。また、佐藤議員の質問の中でも、愛西市の財政が健全であることも明らかになりました。布団乾燥サービスを介護認定者に制限しなければやっていけない状況ではないと考えます。利用が制限された本当の理由は何であったのでしょうか、お尋ねをいたします。

次に、3項目めの発達支援センターについて質問します。

市議会の建設福祉委員会は、10月25日、滋賀県の東近江市の発達支援センターを視察しました。

東近江市の発達支援センターは、幼児期から学齢期、青年・成人期と全世代を対象に、1カ所で医療、保健、福祉、教育などの関係機関と連携して、総合的かつ継続的な相談支援を行っています。私が非常に注目したのは職員体制であります。36人で、館長1名、心理士が11名、療育保育士21名、言葉の教室指導員3名、さらに学校教育課から教員2名が兼務で見えます。

東近江市の人口は11万5,000人、一方、愛西市の人口は6万3,000人、人口比では54%、この職員数ならば愛西市では19.7人、約20人の体制のセンターができるということになります。このような施設があれば、市民にとって継続的に、安定的に相談が受けられると考えます。愛西市においても、幼児期から成人式まで対応できる総合的な支援センターが必要と考えますが、市の考えはどうでしょうか。

以上、一括質問とします。答弁よろしく申し上げます。

### ○総務部長（伊藤長利君）

それでは、私から消費税増税につきまして御答弁を3点させていただきます。

まず、市民への影響でございます。来年10月の消費税率10%への引き上げで、景気が落ち込むのを防ぐため国の対策といたしまして、飲食料品や新聞を対象といたします軽減税率制度8%が施行をされます。この施行の中で市民の消費負担が緩和をされると考えております。

また、キャッシュレス決済時のポイント還元やプレミアムつき商品券の発行など、先ほども御説明がございました9項目等々、今後、国の増税対策を注視していく必要があると考えております。

続きまして、2つ目でございます。市財政への影響でございます。

市の財政にとりまして、消費税増税の影響は、歳入面では地方消費税交付金の増収が見込まれております。また、歳出では人件費を初め賃金、負担金、公債費や軽減税率対象品目を除きました支出全般に消費税の税率改定に伴う影響が及ぶことと考えております。

続きまして、市長の見解ということでございますが、これにつきましては市の見解として御答弁をさせていただきます。

所得税や法人税などは、景気の悪い時期には減少をしてしまいますが、消費税はある程度安定した税収が見込まれる税でございます。また、消費行動をしない人はほとんど見えません。幅広い人から見込まれる税金であるという認識です。また、働く世代がどんどん減って、高齢化が進んでいる社会で、所得税などを引き上げてしまうと、また働く世代ばかりに負担を強いることになってしまいます。そういった意味では、消費税は公平感のある税ではないかと考えております。

そして、少子・高齢化が進む中、高齢者の医療や年金などに係ります社会保障費は、現役世代の保険料や税金で賄われているのが現状でございます。今後さらに高齢化が進み、このままの制度を続けていきますと社会保障費を賄うことができなくなるといわれております。

このようなことから、今回の消費税増税は、この社会保障の費用に充てることが可能であり、対応手段の一つではないかと考えております。以上でございます。

### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それでは、布団サービスの関係でございます。

サービスの対象者は、みずから洗濯を行うことが困難か、または十分な洗濯介助が得られない方としております。真に寝具洗濯乾燥が困難な方を対象という本来の趣旨に基づきまして、対象者を決めさせていただきました。高齢世帯の要介護認定1から5、身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A判定、精神障害者1級を受けた方を対象とさせていただきました。

続きまして、発達支援センターでございますが、一人一人の発達や状況に応じてライフステージに合わせた継続的な支援をしていくことは重要であるため、市におきましても、今後どのような形で運営していくべきか検討していく必要があるというふうには考えております。以上でございます。

### ○16番（加藤敏彦君）

では、再質問に入っていきます。

消費税の10%増税について、愛西市民の負担額、具体的な金額は幾らになっていくのか。

それから、市長にお尋ねいたしますが、消費税は収入の低い人ほど負担割合が大きく、貧富の格差が拡大する逆進性のある税金だという認識はあるでしょうか。

それから、3項目めとして、先ほど答弁されました地方消費税交付金や歳出の全般についての見込み額は幾らであるでしょうか、お尋ねをいたします。

#### ○総務部長（伊藤長利君）

それでは、まず1つ目でございます。

消費税増税によります市民の負担額につきまして、お答えさせていただきます。

現在、軽減税率制度の対策といたしまして、項目の検討中であるため詳細はお答えできませんけれども、仮に軽減税率を考慮しないと考えると、総務省の家計調査から1年間に係ります消費税の負担額の平均値を見て、消費税8%のときは約18.3万円、また消費税10%のときは約23.3万円で、比較をしますと、各家庭年間で約5万円ほどの負担増が見込まれるのではないかとといった試算をしております。

続きまして、消費税の逆進性の認識ということでございます。

この負担割合につきましては、年収に対する消費税支出割合が消費税8%時につきましては約7.2%となります。また、消費税10%のときは約8.9%となりまして、先ほどの平均値と比較をいたしますと、年収200万円以下の方は平均値より支出負担割合が約4%増といった数字になるかと考えております。

このデータから読み取りますと、やはり収入の低い人ほど負担割合が大きくなっておることは事実でございます。現在、国としても、対策として国費負担9項目の検討を進めている状況でありまして、これにつきましても今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

続きまして、歳入の地方消費税交付金や歳出の全般についての見込み額でございますが、これにつきましては、来年度半期分、半年分で地方消費税交付金の影響としては1億5,000万ほどの増額を見込んでおります。また、歳出でございますが、31年度、概算要求の数字で考えますと、10月からですので、半年分として約4,600万円が影響になるのではないかと試算をしております。以上でございます。

#### ○16番（加藤敏彦君）

今、部長のほうから答弁をいただきましたが、年間で10%になると、1世帯23万3,000円が見込まれるということですので、世帯でいくと、年間5万円の負担増になるという。愛西市の世帯を掛けていきますと、10億、20億というような形で負担がふえていくと思います。

逆進性の問題ですけれども、200万円以下の方はプラス4%、2%全体平均上がる中でも、200万円以下の方は4%という形で軽減対策もとられていますけれども、しかしずうっと軽減対策がとられるわけではありませぬので、途中で打ち切られるということでは、本当に貧富の格差が広がっていくということの認識はしっかり持っていただきたいと思います。

それから、地方消費税交付金については、最初の年は半年ですから、半年分で1億5,000万、

1年でいくと、3億の市としての消費税に伴う税収ができるということによろしいでしょうか。それから、負担としては4,600万円ですから、1年で9,200万円の支出増ということで確認させていただきます。

次に消費税の複数税率、今回初めて、この間3%、5%、8%ということでしたが、今回初めて複数税率が導入されるということですが、その複数税率についてお尋ねをいたします。

食料品などの消費税率を8%に据え置く軽減税率導入は、税率はそのままですから軽減ではなく据え置きというのが本当の姿です。今報道されておりますけれども、コンビニの店内で食べれば外食の10%の税率、持ち帰れば8%になるなど制度が複雑になってまいります。飲食施設のあるコンビニやスーパーでの混乱が心配されます。

それから、消費税率に対応できる専用レジの導入もしなければならない中小業者にとっては大きな負担となります。そして、話題になっているのが、リポビタンDは医薬部外品だから10%の税金、オロナミンCは飲み物だから8%の税金という本当におかしな話ですが、複数税率、混乱を生むことが大変心配されますが、そこでお尋ねいたします。

複数税率の導入にとって、市民の新たな負担はどんなことが生じるでしょうか。それから、複数税率にとって市の負担はどうなっていくでしょうか。また、複数税率についての市の見解についてお尋ねをいたします。

#### ○総務部長（伊藤長利君）

それでは私から、まず複数税率の市民の新たな負担につきまして御答弁をさせていただきます。

市内の事業者の軽減税率制度、複数税率でございますが、これにつきましては設備対応が必要となります。先ほど議員がおっしゃられましたように、複数税率対応レジ、これを導入していただく、また受発注システムの改修等が必要になるとされております。

それに対しまして、その経費の一部を補助いたします軽減税率対策補助金の制度も創設をされております。そういった状況の中、非常に8%の分類が困難であるような状況等も伺っておりますが、またこの軽減税率制度になることに伴います実務でございますけれども、これにつきましては、仕入れ、売り上げの際に10%の取引なのか、8%の取引なのか、先ほども例に挙げて御説明がございましたが、これの種別の区分を帳簿や請求書等に税率の区分を明らかにするような記載が必要となってまいります。こういったもろもろのことが新たな事業者負担としてあるというふうに捉えております。

続きまして、市の負担や影響でございますが、市の一般会計歳出で8%の軽減税率の対象となりますものは、飲食料品と定期購読の新聞がここに該当してきます。学校や保育園の給食に係ります賄い材料費、これについては食料品ということで軽減税率の対象になると判断しておりますが、平成31年度の予算見込みの賄い材料費、税抜き3億1,000万、これに対しまして600万円ほどの軽減税率による負担増になるのではないかとといった影響額を試算している状況でございます。

続きまして、この軽減税率に対しまして市の見解です。

先ほど、消費税10%の答弁をさせていただきました内容のとおり、所得税や法人税などは景気の悪い時期には減少してしまいますが、消費税はある程度安定した税収が見込まれるものでございます。また、消費行動をしない人はほとんどお見えにならず、幅広い人から見込める税金だと認識をしております。

働く世代がどんどん減って、高齢化が進んでいる社会で所得税などを引き上げてしまうと、働く世代に負担を強いると、先ほども答弁させていただきましたが、現在、国も対応策を検討している状況でございます。これについても今後の動向を注視してまいりたいと考えております。以上です。

#### ○16番（加藤敏彦君）

本当に8%から10%に上がるという今回の消費税増税は、いろんな面でこれまでの増税とは違う内容が出てまいりますので、本当に一つ一つその問題について吟味して対応を考えていかなければいけないと思います。特に、複数税率を扱う食料関係や飲食関係の方にとっては、新たな負担、新たな設備の投資などが求められている点では、本当に困った問題だというふうに考えております。

次に、プレミアム商品券についてお尋ねをいたします。

この中日新聞の社説では、過去の増税時などに繰り返されたプレミアム商品券や定額給付金、地域振興券は、単に日々の買い物の代用にされ、消費を持ち直させる効果は期待外れに終わったことを忘れたのか。低所得者家庭に発行を限るというプレミアムつき商品券も、慌てて2歳児以下の子がいる家庭を追加したが、利用する人の尊厳を十分考慮したのだろうか、この効果に対する疑問や人権への配慮の不足を指摘しております。

2015年（平成27年）に、愛西市は「プレミアムあいさいさん商品券」を販売しました。前回のプレミアム商品券の内容と効果はどうであったでしょうか。また、減税対策として、プレミアム商品券の発行について市の見解はどうか、お尋ねをいたします。

#### ○産業建設部長（恒川美広君）

まず、前回のプレミアム商品券の関係でございます。

販売を2日間に分けて行っております。合計で3万5,000セット、7,939名の方が購入をされました。商品券は1万円分で1万2,000円分とし、20%のプレミアム率でございました。

次に、事業効果としましては、市内の商店等で使用ということもありまして、日常生活用品に多く使用されたようでございます。販売日が近づくとつれ、問い合わせ、また多くの方からも問い合わせがございました。売り上げ向上の期待感が高まり、盛り上がったと感じております。市民からも、地域取り扱い店の問い合わせも多くあり、地域商業への関心が高まり、地域経済の活性化を図ることができたものと考えております。

次に、問題点としましては、換金に手間がかかり、店舗としては換金までの資金繰りに苦慮したという御意見もございました。消費者からは、商品券の購入が大変であった等の意見等も出ておりました。

次に、市の見解ということでございます。

前回のプレミアム商品券は、市民の高校生以上の方がどなたでも購入できるものでありましたが、消費税10%への引き上げに伴う対策としてのプレミアムつき商品券につきましては、新聞報道によりますと、所得の低い方や、ゼロ歳から2歳児のおられる子育て世代を対象としたもので検討されております。対象が限定されたものになるようでございますが、消費税率の引き上げに伴う軽減対策として、消費の落ち込みを防ぎ、地元消費の拡大につながるよう前回の状況を十分把握し、しっかり制度設計を行い、早期の周知を図るなど万全な体制で行う必要があると考えております。

**○16番（加藤敏彦君）**

プレミアム商品券について再質問いたしますが、単年度だけでは軽減効果は限定的であると思いますが、どう考えるでしょうか。

それから、前回のプレミアム商品券の発行経費は幾らかかったのでしょうか。お尋ねをいたします。

**○産業建設部長（恒川美広君）**

まず、単年度の軽減限定という御質問でございますが、この事業は、消費税率を上げることによる消費の一時的な落ち込みが懸念されるため、その対策としての考えもあります。増税後の消費の落ち込みを防ぐ狙いから単年度事業でも市内の限定ということもあり、一定の効果は期待できるものと考えております。

次に、前回のプレミアム商品券の経費でございます。

前回のプレミアム分に係る事業費についての関係につきましては、前回は地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用した事業でございます。総事業費といたしましては、7,931万3,323円でございます。そのうち、国の交付金といたしまして7,881万166円、市単独分といたしまして50万円、商工会分といたしまして3,157円という内訳でございます。

**○16番（加藤敏彦君）**

ありがとうございます。

前回のプレミアム商品券のほとんどの経費は国から出てきておるといことですね。はい、わかりました。

次に、今回の消費税10%には、幼保の無料化ということが出てまいりますが、そのことについてお尋ねをいたします。

安倍政権は、消費税増税に伴う増収分の一部を活用して、3歳から5歳の全ての子供の幼稚園や保育園施設の利用料を無償化します。この幼保無料化によって、市民や市の負担はどれだけ軽減されるでしょうか。さらに、幼保無料化によって国が地方に負担を求める考えを示しておりますが、市の見解についてお尋ねをいたします。

**○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）**

まず、幼児教育保育の無償化とは、幼稚園、保育園、認定こども園、地域型保育、認定外保育施設等を利用する3歳以上の児童及び3歳未満児童のうち非課税世帯の利用料を無償化するものでございます。

どれだけ軽減がされるかという御質問でございますが、国の10月26日時点での幼児教育・保育無償化の説明におきまして、消費税引き上げ時の平成31年10月1日から無償化を目指すとのことでした。しかしながら、国・県・市の負担方法については、具体的な説明がされなかったため、現時点では市の負担がどうなるかについてお答えできない状況でございます。今後も情報収集に努めていく考えでおります。

次に、市の見解についてでございます。

国は、消費税が10%へ引き上げられれば、地方税収も増加するとして、市町村にも負担を求める考えでございますが、無償化は国が決めた政策のため、財源は国が確保するべきと考えております。以上でございます。

#### ○16番（加藤敏彦君）

幼保無償化について再質問を行います。

3歳以上の児童が無料化となった場合、具体的に市民の利用者負担はどれだけ軽減されるのか。また、平成31年度に国が全額負担した場合と、今の負担割合での市の負担の違いはわからないでしょうか。

それから、保育料の給食分、食材費を有料化するという動きがありますが、負担増になる方は出てくるのでしょうか。よろしくをお願いします。

#### ○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

無償化が1年間実施された場合は、29年度の額で見ますと、保育所、認定こども園等へ通園している3歳以上児童の利用者負担額の1億7,300万円程度及び幼稚園へ通園している児童の授業料、入園料1億1,800万円程度が無償化されると思われれます。また、31年度に無償化が10月から3月までの6カ月間実施された場合は、それぞれ半額の8,650万円程度と5,900万円程度と考えます。

次に、市の負担はわからないのかという御質問でございます。

平成31年度に、無償化が10月から3月までの6カ月間実施された場合、平成29年度の額で見ますと、民間保育所におきましては、市の負担は、保育所、認定こども園等へ通園している3歳以上の児童の分としまして、今までの負担割合で3億4,900万円程度でございますが、国が全額負担した場合につきましては3億1,400万円程度となり、3,500万円程度市の負担は減ると考えられます。しかしながら、国は現行制度を大幅に変更する予定はないとの説明のため、公立保育所におきましては市町村の負担は10分の10は変わらず、さらに公立保育所へ通園している6カ月分の市民の利用者負担額2,200万円程度は、市の負担がふえると考えております。

また、幼稚園へ通園している児童の分としまして、今までの負担割合で5,400万円程度でございますが、国が全額負担した場合は1,400万円程度となり、4,000万円程度市の負担は減ると考えられます。

最後に、保育の無料化に向けて給食費ですね、これについて有料という御質問でございますが、まだ確定していないというふうに考えております。しかしながら、有料化された場合考えられますのは、現在、負担料を払ってみえない方については、新たに食材費の負担はふえると

思っております。しかしながら、これにつきましても、国はさらなるその分についての軽減を考えるとという報道もございますので、まだわからないというのが現状でございます。以上です。

**○16番（加藤敏彦君）**

今部長の答弁の中で、公立保育園については市の負担がふえるという説明だったと思いますが、これはやっぱりふえるんですか。

**○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）**

公立保育所につきましては、国は全額市町村負担というふうに考えております。となりますと、今まで利用者負担額として入っておりました、要は昔でいう保育料でございますが、これの収入がなくなるものと考えております。これが半年でいうと2,200万というふうでございます。1年間でいうと4,100万ということになります。以上でございます。

**○16番（加藤敏彦君）**

幼保の無料化につきまして国は無料にするということを表明して、最初の答弁の中で、国が決めたことだから国が負担してほしいという答弁があったと思いますが、その答弁ならば、市の負担がふえないのではないかと思うんですけれども、そこら辺、再度説明をいただきたいと思いますが。

**○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）**

現在、国と地方団体が、国・県・市のこの幼保無料化についての負担割合を検討している段階でございますので、今後も情報収集に努めていきたいと思っております。

**○16番（加藤敏彦君）**

幼保無料化については、やはり消費税増税と抱き合わせで国民や市民に期待を持たせるということですが、やはり児童福祉の立場からいけば、義務教育無償だけでなく、保育においても無償にしていくというのが福祉の本来目指すべき姿でありますので、やはり国の責任でやっていただくことを強く求めていただきたいと思っております。

次に、消費税のインボイスについてお尋ねをいたします。

皆さんのお手元にもインボイスという説明を用意させていただきましたけれども、インボイスとは、適格請求書等保存方式の導入ということだそうです。4年間の予行期間を経て、2023年10月から導入されます。

適格請求書は、売り手が買い手に渡す請求書で、1つは適格請求書発行事業者、売り手の氏名、名称、登録番号、2つ目には取引年月日、3つ目には取引内容、4つ目には税率ごとの計算した金額、5つ目には消費税額等、6つ目には書類を受ける者、買い手の氏名、名称が記載されます。

この適格請求書（インボイス）がなければ、仕入れ税額控除ができなくなります。適格請求書は、発行するには税務署に登録しなければなりません。適格請求書を発行する事業者として登録できるのは、消費税の課税業者だけです。そのため、売上高が1,000万円以下の消費税の免税業者、これは不申告認可事業者というそうですけれども、この適格請求書（インボイス）が発行できないために、買い手の事業者が仕入れの消費税を引くために適格請求書（インボイ

ス)が発行できない免税業者との取引をしなくなる問題が出てまいります。

消費税の免税業者が課税業者になろうとすれば、適格請求書を発行する設備や経費が必要となります。日本の800万事業者のうち、500万の事業者が取引から排除されます。そのため、日本商工会議所は、軽減税率制度の導入はゼロベースで見直すとともにインボイス制度は廃止を含め、慎重に検討すべきと表明しています。全国商店街振興組合連合会や近畿税理士会も反対しております。

このインボイスが実施されると、市民や市の手続はどう変わるのでしょうか。それから、市内の消費税課税業者と免税業者の状況はどうなっているのでしょうか。納税額はどうか。免税業者が取引できなくなる問題について、市の見解をお尋ねいたします。

#### ○総務部長（伊藤長利君）

それでは、インボイスに対します答弁をさせていただきます。

まず、市民や市の手続ということですが、まず消費者であります市民への影響は、このインボイスは影響ないと考えておりますけれども、事業を営んでみます事業者の種類、経営規模、形態等にとっては消費税を含んだ請求書、適格請求書の交付が求められるようになると考えております。これは、平成33年10月から受け付けが始まります適格請求書発行事業者の登録申請書を税務署に提出する手続が必要になると捉えております。

また、市の手続といいますか、市の特別会計等で消費税を含んだ売り上げがあるところにつきましても、こういった消費税の申請をしておりますので、そういった登録が必要になると考えております。

続きまして、消費税課税業者と免税業者の状況と納税額でございます。

市内のみの数字は、申しわけございませんが出ておりません。これは名古屋国税局からの公表数値を答弁させていただきます。

平成29年分の愛知県内の消費税課税事業者の数でございますが、約7万人でございます。納税額は約375億円となっております。ただし、免税業者につきましては、これは公表がされておられませんので把握することができておりません。以上です。

次に、免税業者が取引できなくなる問題についての市の見解でございますが、免税業者であります事業者についてはインボイス制度の方式が始まることによりまして、取引上で改善が必要となります。しかし、軽減税率制度への切りかえの対策として、複数税率対応レジの導入や受発注システムの改修等を行う際、その経費の一部を補助いたします軽減税率対策補助金の制度を活用していただきたいと思いますと考えております。また、免税事業者からの課税仕入れに係ります経過措置も新たに設けられると聞いております。

また、消費税のインボイス制度の導入等に関しましては、国の施策であるため、本市として国から制度周知等の依頼がありましたら対応していくものと考えております。以上でございます。

#### ○16番（加藤敏彦君）

インボイスというのは本当に、今、市のほうはマイナンバーというのが関係しておりますけ

れども、これは税におけるマイナンバーのような気がいたします。その事業者の番号がわかれば、全て取引も税額も、税務署、国が把握していくような、そんな制度になっていくように考えますので、本当に慎重に対応しなければいけないと思います。

インボイスについてですけれども、適格請求書発行事業者が、登録できない事業者が取引できなくなる問題について市としての考えはあるでしょうか。

それから、市において適格請求書発行事業者の登録しない業者との取引はどうなっていくでしょうか。また、事業者数がわからないということですが、愛知県内の事業者数、課税事業者数の割合、愛西市の事業者数がわかりましたら答弁いただきたいと思います。

#### ○総務部長（伊藤長利君）

それでは、インボイスに関しまして、適格請求書発行事業者の登録ができない事業者につきまして、取引ができなくなるといった税務署の見解を受けまして市においての考えを述べさせていただきます。

適格請求書等保存方式の導入後は、経過措置はあるものの、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係ります消費税額を控除することができなくなります。これは、登録がないと選ばれにくくなるといった、選択肢が狭まるといった問題にはなってくると思います。

議員おっしゃられるような懸念はあるかと考えておりますが、消費税といたしましては、受け取ったお金を国に納める税金ということを鑑みますと、この改正におきまして、本来の消費税のあるべき形に移行していくものではないのかなあといったことも考えておりますし、この問題につきましても、引き続き国の動向を注視していきたいと考えております。

次に、市において登録をしない業者との取引ということでございますが、この質問につきましては、市の指名願の関連ということでお答えさせていただきます。

当然、市と契約を結ぶ業者につきましては入札参加資格審査に通っている業者で、これにつきましても小規模工事等受注希望者登録も含んだ中で、いろんな業者様と取引をさせていただいておりますが、このインボイスの資格請求書発行事業者の登録を、この入札参加資格の要件に加えるかどうかは、これは未定でございます。今後、そういった動向等も注視していく必要があるかと思いますが、今のところは検討しておりません。

続きまして、県内の事業者数と課税事業者数の割合と、愛西市の事業者数は幾つかということですが、先ほどもお話しさせていただきました愛西市内のみでの数値は出ておりませんが、名古屋国税局からの公表で平成29年分、愛知県内の事業者申告数は約19万6,000人、そのうち消費税課税事業者数は約7万人でございます。その割合となりますと、約35%ということでございます。以上です。

#### ○16番（加藤敏彦君）

きのうの一般質問の中で、平成29年の愛西市の事業者数が2,007とかいう数字が出ておりますので、その35%程度、3割程度が課税業者かなあというふうに推計はできると思います。

それでは、次に2問目の布団乾燥サービスについて再質問をさせていただきます。

今回、布団乾燥サービスの利用制限をしたことについては、私は市民の方からは本当に、これまで年2回あったサービスを1回でもいいからやってほしいとか、内容を見直してでもやってほしいとか、そういう強い声があります。

私は、地方自治体の仕事は、住民の福祉と安全であるというふうを考えております。地方自治法にも述べてあります。そして、愛西市が誕生したときには、サービスは高く、負担は低くという方針でスタートしております。こういう愛西市の合併の精神は、できる限り引き継いでいくということが必要であります。介護認定された方に限定したことによって、本当に困って見える方が見えますけれども、そういうことについて、担当課としてどのように考えられるでしょうか。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

今回、対象者を制限させていただきました。今年度からの対象者の見直しによりまして利用対象者から外れた方は、ひとり暮らしであるが、どうして利用できなくなるのかとか、改正により利用できなくなるが、今まで利用できたことに感謝しますという声が届いております。

この見直しにつきましては、利用改正について、夏布団、冬布団のそれぞれについてサービスを受けたいという要望があることや、近隣においても津島市を除き、年2回実施することもあり、年2回が適当であると考えております。

また、利用できる枚数の上限についても、近隣の津島市1人3点であることを除けば、いずれの市も4点利用できる状況となっておりますことから、こちらも現在の利用枚数が適当であると考えておるところでございます。

**○16番（加藤敏彦君）**

利用者数の変化はどうなっているのでしょうか。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

利用者数でございますが、平成29年度の実績については、延べ利用者数は2,656人ございました。平成30年度の見込みでございますが、延べ288人を見込んでおるところでございます。以上です。

**○16番（加藤敏彦君）**

私は先ほど述べたように、市の仕事の第一は福祉だと思いますので、こういうこれまであったサービスを1割にしてしまうような、こういうやり方というのはひどいと思うんですね。やっぱり利用されて見える方、特に本当にありがたいと言って、愛西市ありがたいと言って利用されている。そういう人の立場に立って、見直しせざるを得ない場合でも検討していくのが市の仕事ではないかと思っておりますけれども、そういう点で、担当としてそのような考えは全くないのか、どうなんでしょうか。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

見直しに関してでございますが、この高齢者の布団サービスに限らず、いろんな福祉サービスのほかにも事務事業の見直しということで毎年検証を行っております。そういったところで検証をしていきたいというふうには思っております。

○16番（加藤敏彦君）

市としては、介護認定者を対象という形で近隣自治体に合わせるといった説明もあったと思いますが、やっぱり高齢者という対象でやっている自治体は全くないのでしょうか。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

65歳以上のひとり暮らしという対象をしているところは、稲沢市があるというふうに承知しております。

○16番（加藤敏彦君）

市は、見直しの中で、利用者を1割にしたということですが、やはり本当に高齢者、特に介護の外の介護予防、要支援も含めてですけど、そういう部分においてこの布団乾燥サービスというのは、これは寝具の洗濯乾燥サービスですけども、乾燥だけのサービスもありますので、そういう点では本当にきめ細かい対応と再見直しを強く求めたいと思います。

それから、3点目の発達支援センターですけども、愛西市でもぜひこの発達支援センターを、1カ所で市民が相談できるセンターをつくってほしいと、視察に行ってみて実感しているところでもありますけれども、愛西市の発達支援の状況、体制とか、事業内容とか、年代別の対応とか、どのようになっているかお尋ねをいたします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

愛西市の発達支援の状況でございます。

主な発達支援につきましては、相談事業として、障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な援助や情報提議を行っております。相談事業につきましては、社会福祉協議会と青い鳥医療療育センターへ委託をして行っているところでございます。

年代別の支援事業ということで紹介をさせていただきますが、幼児期における支援といたしましては、児童発達支援事業として日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行っております。児童発達支援事業所あいさいわかばのほか事業所で行っております。

続きまして、学齢期における支援といたしまして、社会福祉課が行っております障害のある学齢期児童が、学校の授業終了後や学校休業日に通う療育期の居場所機能を備えた放課後等サービスを行っております。

次に、青年・成人における支援といたしましては、就労生活支援事業として障害者の雇用促進を図るために、就職から職場定着に至るまでの援助を行っております。愛西市障害者地域生活支援センターの運営をNPO法人夢んぼに委託をして実施しているところでございます。

○教育長（平尾 理君）

教育部局における学齢期の支援について、お答えをさせていただきます。

適正な就学に向けて、幼稚園・保育園等と連携をし、継続的な支援を行うため、必要に応じて就学相談を行っております。

入学後の支援といたしましては、集団の中で十分に力を発揮できない子たちの情緒の安定を図りながら、集団生活に参加しようとする意欲を育てていくための通級指導教室、発達障害な

ど特別な教育支援を必要とする児童・生徒を対象とした特別支援学級があり、特別支援教育支援員を配置するなど、一人一人の発達状況に応じた支援を行っております。以上です。

○16番（加藤敏彦君）

東近江市の発達支援センターを視察しまして、本当にすごいなあと思ったのが、相談件数の大きな変化ですね。乳幼児期が900件から1,258件、小学生が192件から332件、高校生が50件から170件、成人が18件から339件、全体で1,160件から2,097件と1.8倍になっておる。中高生は3.4倍、成人では18.8倍ということで、本当にこういうセンターがあるということは市民にとって心強いというふうに考えておりますが、愛西市で東近江市のような相談支援センターを設立するためにはどのような課題があるか、最後にお尋ねいたします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

どのような課題があるかということでございます。

児童発達支援センターを設置するには、障害福祉サービス事業等を行う指定基準を整える必要がございます。児童発達支援センターは、あいさいわかばを軸に、指定基準に沿った検討を進める必要があります。児童発達支援センターの手続について、県への指定に関する届け出などの手続が必要になるかというふうに思っております。以上です。

○16番（加藤敏彦君）

きょうは消費税の増税について、それから布団乾燥サービスについて、発達支援センターの3項目についてをお尋ねいたしました。本当に市民にとって愛西市が平和で住みよいまちになるよう、それぞれの項目についても市の努力をお願いして、一般質問を終わります。

○議長（鷲野聰明君）

16番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとらせていただきます。再開は4時ちょうどいたします。

午後3時50分 休憩

午後4時00分 再開

○議長（鷲野聰明君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、質問順位13番の17番・真野和久議員の質問を許します。

真野和久議員。

○17番（真野和久君）

それでは、最後の一般質問ですが、やっていきたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。今回は質問内容がちょっと多岐にわたりますので、できるだけ簡潔に答弁のほうもお願いをしたいというふうに思います。

まず第1点目として、巡回バスの改善の問題についてお尋ねをいたします。

ようやく巡回バスの運行に関して巡回バスの運行検討委員会が開かれ、今後このバスの改善が、大きく改善されることを期待するものであります。この間の巡回バスの運行委員会の、検討委員会の巡回バス運行検討委員会の内容をホームページ等で調べておりますと、主に八開ル

ート、立田ルートに関しての項目はありますが、例えば佐織ルートの項目がないという状況があります。それはなぜなのか、まずお尋ねをしたいと思います。

また、今期の委員会の中でのこうした検討項目というのは、どのように決定されるのか。また、本来こうした中での検討の内容は、利用者や広く市民からアンケートなどで要望を聞くなどをする必要があると思いますが、その点について、どのように進めていくのか。

また、巡回バスの課題に関しては、以前から津島市民病院へ回してほしいというような要望もかなりありましたが、そうした今回、海南病院ルートが存在することもあります。こうしたことに関しては今回の改定で検討しないのか、まずお尋ねをしたいと思います。

2点目は、市の防災対策についてであります。

市の防災対策については、今回、大きく2点についてお尋ねをいたします。

まず1点目は、自主防災会への助成の問題です。

今年度から、単位自主防災会への助成というよりも、連合会を結成した場合の助成に中心が移りました。また、その内容も変更がされたことによってどのような声が出ているのか。また、連合会結成の状況はどうかについてお尋ねをいたします。そして、連合会を結成することのメリット・デメリットについて、さらには連合会の防災訓練のメリット・デメリットについて、まずお尋ねをしたいと思います。

2つ目として、防災同報無線についてであります。

今年度の愛知県社会保障推進協議会の自治体キャラバンが行われましたが、その席上で副市長から、防災同報無線に関する質問に対して、新たな方法を検討している旨の回答がありましたが、具体的にどのようなことを検討しているのかお尋ねをしたいと思います。

また、これまでも何度か我々も求めてまいりましたが、同報無線の戸別受信機や、またその同等となるような防災ラジオ等に対する特別交付税措置を活用した配備について、早急に求めるべきではないかと思っておりますので、その点についてもお尋ねをしたいと思います。

それから、3点目ですが、コミュニティセンターの指定管理の改善の問題です。

現在、特に佐織地区を中心に地域の防災コミュニティセンターの指定管理が地元の推進協議会等に行われておりますが、この指定管理に対する地域の意見などはどのようなものが出ているのかについてお尋ねをします。

また、私の近所での推進協議会の方々からもお話を聞いてみますと、この間、指定管理が再委託をされることに、細かいさまざまな契約が、それぞれのコミュニティセンターの指定管理者によって契約を求められるように、市全体の契約から変更がされてきました。これは、業者であればその点についてはそれほど負担ではないかもしれませんが、やはりそれぞれの地域の推進協議会の会長さん等にとっては、非常に大変な仕事であります。そうしたことについて、見直しをして軽減ができないかについてお尋ねをしたいと思います。

3つ目としては、コミュニティセンターの管理人さんの配置についてであります。

管理人については、地元の方を中心に配置がされるような状況にはなっていますが、なかなか手がないなどの問題があつて十分に配置できるようなことにはなっていないが、現在

の支援、また今後しっかりと配置ができるような支援ができないかについてお尋ねをします。

それから4項目めについてですけれども、毎年この件に関して私たちはお尋ねをしておりますが、来年度の予算投資についての中で、特に市民の皆さんにとって大きな負担ともなってきます公共料金についてお尋ねをいたします。

来年度、平成31年度の愛西市の水道や下水道、また市の公共施設の施設使用料、また学校給食費など市民にかかわる料金の改定があるか、またその考えがあるかについてお尋ねをしたいと思います。また、就学援助等の基準など、そうした市民サービスにかかわる改定もあるかどうかお尋ねをします。

以上、最初の質問といたします。しっかりとした答弁をよろしく願いをいたします。

#### ○総務部長（伊藤長利君）

それでは、私から巡回バスの御質問4点についてお答えさせていただきます。

まず、第2回目の巡回バス運行検討委員会での佐織ルートの項目がないといった御質問でございます。これにつきましては、本年度の第1回目の巡回バス運行検討委員会におきまして、佐織・佐屋地区において、今後も同様の形で運行していくといった方向性が示されまして、確認されたためでございます。

続きまして、今期の委員会での検討項目はどのように決定されるのかといった御質問でございます。

今期の委員会での検討項目につきましては、平成32年4月に改定を予定しておりますので、改定に向け必要だと考えられるものにつきまして、委員の方や事務局で項目を決めさせていただいておる状況でございます。

続きまして、利用者や広く市民からアンケートなどで要望を聞くことが必要ではないかといった御質問でございます。アンケートにつきましては、利用者に取り組み等を行う予定で進めてまいります。

続きまして、津島市民病院への乗り入れの件でございます。

津島市民病院へ行けるようにということでございますが、そういった声があるといったことは聞き及んでおる状況でございます。以上でございます。

#### ○市民協働部長（奥田哲弘君）

それでは、私からは2点目の市の防災対策について、まず御答弁をさせていただきます。

連合会に書いた関係の御意見ということでございますが、連合会での防災訓練を通して自主防災会同士のつながりが強化でき、顔が見える関係づくりができてよかったということは聞いてございます。

また、自主防災会連合に変更したことにより、今までよりも多くの備品購入補助を受けることができるようになり、今までは補助対象でなかった備蓄食料等も対象になったことで、自主防災会のニーズに合った補助制度となっているということを聞いてございます。

それと、実際の内容ということでございましたが、連合組織の結成状況でございます。

佐屋地区では市江小学校区防災連合会、立田地区では立田南部小学校区防災連合会、立田北

部小学校区連合会、佐織地区では町方コミュニティー防災連合会が、今年度自主防災会の連合組織として結成をされているところでございます。

次に、メリットというお話でございました。

自主防災会連合会としたことでのメリットにつきましては、先ほども申しあげましたように、自主防災会同士のつながりができたことであると考えております。また、単独自主防災会では買えない備品、高額の備品等でございますが、それが購入できるようになったということでございます。さらには、今までは補助対象でなかった食料等も対象になったことということでございます。一方で、連合会の備品補助の取りまとめなど、自主防災の組織間の連絡調整をするための時間と負担が新たにふえたという御意見は聞いているところでございます。

また、訓練に直接のメリットということでもございましたが、連合会で行う防災訓練のメリットといたしましては、一度にいろいろな訓練ができること、横のつながりが強化され、顔の見える関係づくりから災害時のスムーズな避難所運営へとつながることと考えてございます。多くの市民が一堂に会し訓練することにより、より強固な共助の意識へつながると考えています。

次に無線の関係で、自治体キャラバンのときのお話ということでもございますが、市といたしましては、防災メールの登録により災害情報を入手していただくよう防災メールを推進しているところでございます。防災メールの機能の拡充を現在検討しているということでの趣旨で、副市長のほうから申し上げたと理解をしております。

次に、戸別受信機の関係ですが、戸別受信機や防災ラジオにつきましては、以前から御答弁させていただいているところではございますが、防災情報を得る有効な手段として認識はしてございます。しかしながら、市といたしましては、現在、防災メールの登録により災害情報を入手していただくよう推進をしていますので、戸別受信機や防災ラジオの導入には具体的に現在考えていないということでもございます。

続きまして、3点目のコミュニティーの関係の御質問に御答弁をさせていただきます。

まず、1点目の指定管理者の地域の御意見はということでもございましたが、施設管理におきまして大変な部分もあるという意見をいただいておりますが、どのコミュニティーセンターも大きな問題はなく、順調に施設管理を行っていただいていると認識をしています。

次に、契約事務の一括化ということでもございましたが、契約事項といたしましては指定管理者の管理業務の中にある業務の一つであり、施設を管理していく上で必要な業務であると認識をしてございます。したがって、今後も担っていただきたいと考えているところでございます。また、不明な点や疑問な点は相談は受けましますし、実地調整やモニタリング等の際にも指定管理者から意見を聞きながら、業務が軽減できるよう指導等は実施していきたいと考えているところでございます。

次に、管理人手配のお話です。

指定管理者の意見等を聞きながら、市としてできることにつきましては支援を行っていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○上下水道部長（鷺野継久君）

私のほうからは、上下水道、下水道の消費税率引き上げに伴うもの以外での料金の改定はあるかとの御質問にお答えさせていただきます。

水道料金、公共下水道使用料等につきましては、現在のところ改定の予定はございません。以上でございます。

**○企画政策部長（山内幸夫君）**

私からは、施設利用料についてでございます。

来年度の施設使用料金自体の見直しによる改定の予定はございません。以上です。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

私のほうからは、学校給食費の関係でございます。来年度、学校給食費の改定は予定しておりません。

もう一点、就学援助の基準につきましては、平成31年1月の文部科学省通知、要保護児童生徒補助金の予算額案に基づき支払いすることになり、その時点で支払い額が決定しますのでよろしくお願いたします。以上でございます。

**○17番（真野和久君）**

それでは、再質問を行っていきたいというふうに思います。

まず最初に、巡回バスの改善の問題であります。

今答弁にもありましたが、今巡回バスの検討委員会の中で、さまざまな項目を設定して検討されているということは非常にいいことだというふうに思います。特に今、八開地区や立田地区に関しては一緒に委員の方がバスに乗るなどしながら、バス停とルートについてもいろいろと検討されているということも伺っております。

だが、やはり1つ確認をしていきたいということは、やはりその委員会の中で出た項目、現在設定されている項目以外のいろんな意見をどういう形で取り入れて、そしてそれをどういう形で検討をしていくのかということが非常に重要になってくるというふうに思います。委員や事務局で項目を決めさせていただきますという形で先ほどの答弁はありましたが、やはりそうしたことを幅広くどういうふうに取り上げるかということだというふうに思っています。

そういう点で、たまたま再質問の確認のためにホームページを見ましたら、ホームページで今巡回バスの意見募集なども今行われていますので、そうしたところにもいろいろと、ぜひともいろんな意見が来ていただければいいなあというようには思っていますが、今後、アンケートについては利用者に聞き取りを行うというふうに答弁がありましたが、アンケートについて、全ての地区で行うのかということを確認をしたいのと、またそうしたアンケートなどで出た意見を今後の検討委員会の議題に乗せていくのかについて、まず確認をさせていただきたいと思います。

**○総務部長（伊藤長利君）**

それでは、まずアンケートでございますが、八開地区を重点的にまず実施をと考えております。また、出た意見につきましても、当然必要なものにつきましては検討議会で検討をしまっている所存でございます。以上です。

○17番（真野和久君）

今、八開地区を重点でということでありましたが、特に八開地区の課題が重要だということであっているとは思いますが、それ以外の地域についても、そうした聞き取りは行わないのか、今後検討していくのかについてお尋ねをします。

○総務部長（伊藤長利君）

それにつきましても、アンケートを重視はいたしますが、委員のほうからそういった御意見があれば、またアンケートの地区をふやしていくようなことも考えてまいります。以上です。

○17番（真野和久君）

ぜひとも幅広くアンケート等もとっていただきまして、充実した議論ができるようお願いをしたいというふうに思います。

次に、津島の市民病院へ行くようにという意見、ルートをつくってほしいという声、特に我々、私の住んでいる佐織地区などではよく声が出ているわけですが、意見を聞いているということではありますけれども、この津島市民病院への運行についても検討委員会で議論をされていくのかについて確認をします。

○総務部長（伊藤長利君）

津島市民病院への運行につきましても、検討委員会の中で検討はしてまいる所存でございます。

○17番（真野和久君）

よろしく願いをいたします。

あと今後、特に津島市民病院の関係に関しては、津島市との調整等も必要だというふうに思いますが、そうした中で、現状、今後これを検討していく上でも、この乗り入れについての課題について、どんなことがあるのかをお願いします。

○総務部長（伊藤長利君）

津島市民病院の件でございます。

この他自治体への乗り入れにつきましても、愛西市のみで決定はできませんので、状況を見ながら判断すべき事項であるとは考えております。

また、愛西市の認識といたしましては、津島市との協議、これが現在進捗がない状態でございますので、そういった申し出がございましたら、またこの検討委員会の中で検討課題としてもんでいきたいと考えております。以上です。

○17番（真野和久君）

ぜひ、以前津島市のほうへお話に行ったときなどでは、ぜひ乗り入れなどやっていただきたいというような声も津島市側の職員の方からはありました。やはりそういったところも含めて、愛西市民が乗り入れてほしいという要望なので、やはり愛西市のほうから積極的に声かけをぜひお願いをしたいというふうに思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

あと、この巡回バスの検討委員会に関しては、地域の重立った代表の方とか、それからまた公募などで募集された関心の高い方々に運営検討委員会を行っていただいているというところ

では、非常にいいことだというふうに思います。あと、いろんな専門家の方の意見なども、委員として参加していただきながらやっていただけたと思いますけれども、やはり総務部というところ、やはりそうした中での話になってしまうので、ぜひ要望として、要望というか、ぜひ必要なこととしてあると思うのは、やはり巡回バスにはどういった人が乗っていただいているのかという現状を踏まえながら、例えば、今でいうと、やはり高齢者の方が中心だと思いますので、そうした市の高齢課の担当者の方から、そうした巡回バスに対しての意見とかをぜひとも聞いていただいたり、産業建設部などから言うと、いろんなそうした地域との関係ですかね、そうした地域の商店とか、あるいは駅とか、そういったことも含めたルート等を検討していくときに、やはりそうした専門的に愛西市の中でも担当している部署についても、いろいろと意見を聞いていながらやっていただきたいと思いますので、ぜひともその点について、考えがあれば答弁をお願いしたいと思います。

#### ○総務部長（伊藤長利君）

検討委員会の中でも、庁舎内のそういった意見を反映できるように各課からそういった意見も収集した中で検討委員会のほうにかけてまいりますので、そういった希望等をなるべく広く募集するような形を進めてまいりたいと考えています。

#### ○17番（真野和久君）

どうぞよろしくお願いいたします。

では次に、市の防災対策についてお尋ねをしたいというふうに思います。

まず、自主防災会の件についてです。

連合会に関しては、この3月の予算のときに質問をいたしました。連合会をつくって、そういう中でつながりを持ちながら広域で訓練をしたりとか、やっていくことは非常に重要なことだと思うので、その点はいいんですけれども、ただやはり懸念をすることは、ただ1つあります。それは、せっかく今まで単位防災、自主防災会で活発な活動をしていた、そういった自主防災会が、やはり今回の補助制度になってしまうと、そうした点が非常にやりづらくなってしまっているということが問題ではないかなあというふうに思っています。

特に、今年度から単位自主防災会の訓練補助金が廃止をされました。そういった中で、これまでその単位自主防災会で、自分たちで自主的に自主防災訓練を行ってきた地域から、会からは、ぜひともこの訓練補助金の助成を復活してほしいという声を、やはり幾つも聞いています。やはり、せっかくそういう補助があったことによって、やる気を持ってやっていたし、またその補助金を使って、防災にかかわるようないろんな備品のものなども、参加した方に提供したりということをいろいろ工夫されてきたことがあるにもかかわらず、それがやはりやりづらくなってしまったということがありますので、やはりその点が非常に問題だというふうに思います。

基礎的な地域の防災力を維持するという面では、またそれを高めていくためには、単位自主防災会の訓練というのはやはり必要になってくるので、そこに対する助成も必要ではないかと思いますが、その点についての見解をお願いします。

○市民協働部長（奥田哲弘君）

議員おっしゃるとおり、補助内容は変えてはいますが、単位補助金をなくしているわけではございません。使用用途を変更したものでありますので、御理解をいただきたいと思っております。以上です。

○17番（真野和久君）

では、問題はその用途変更によって、補助金の中身を見ますと、連合会での訓練の補助金に関しては先ほど言われたような訓練に関する、先ほどの答弁にもありましたが、訓練に関するような、例えばお茶とか、そうしたものに関しても助成はできるということになってはいますが、いわゆる単位自主防災会が訓練をする、あるいは単位自主防災会に関しての訓練の場合には、そういう形での助成はできないという状況に実はなっています。

例えば、私の住んでいる地域でも連合会での防災訓練をやるんですけれども、それについてはそういったことも一定やれるんですけれども、しかし一方で、それと同時に自分たちの単位自主防災会で防災訓練をやる場合には、残念ながら今の防災、今の補助金の範囲では支出ができないということが大きな足かせになっていると思うんですね。ですから、そういったところを変更できないのかということを知りたいと思っています。

○市民協働部長（奥田哲弘君）

補助金に関する御質問ですが、今年度から運用を開始しているところでございます。そういった意見も若干聞いてはいますが、現時点では変更する予定は持っておりません。今後の課題としたいと考えているところであります。以上です。

○17番（真野和久君）

いろいろと、何でそれができないのかという話を聞くと、担当課のところでは、やはりこれまで防災補助金として、訓練補助金として出していたものが、結局、意図しない形で使われてしまっている。例えば、参加記念品が砂糖だとか、そういうような話が3月のときのお話にもありましたが、そうしたこともあって訓練補助金を廃止しましたというのがそのときの答弁でもありました。

しかし、今でいうと、今回の補助金補助制度では、連合会に対する補助、そうしたお茶とかを出すことに関しても備品の補助金の中で使えるし、もう一方で、そういうことであれば使途は決まってくるわけですから、連合会であろうと、それから個別の自主防災会であろうと、別にこちらのほうの補助金として申請をすれば十分に可能だというふうにも思うわけですね。だから、その点でやはりおかしいので、その辺をやはり改善をして、単位自主防災会でもしっかりと防災訓練を応援できるような体制をとれないかということでもあります。

ぜひとも、とりあえず当面のところ考えていないではなくて、やはり課題としてしっかりと認識していただいて、来年度以降、使いやすい助成制度にしてもらえるようにしていただきたいと思っておりますので、その点についてどうでしょうか。

○市民協働部長（奥田哲弘君）

議員おっしゃられましたとおり、補助金の見直しに関しまして先ほど来お話がありますが、

用途を見ますと、やはり今まで繰越金になっていたり、食糧品に使われている実例が多かったというのもしかです。ただ、市の補助金として考える場合に、これが補助金のあり方としてどうだということを検討した上で変えた部分もごさいます。

ただ一方、訓練の内容によって、今備品購入の補助を出しておりますが、内容ですね、訓練を実施していく上で見直したほうがいいんじゃないかという議員のお考えですが、その部分については、まず今年度から動いている補助金でございますので、訓練の内容、中を精査しながら検討していきたいという先ほどの答弁でございますので、その点は御理解をいただきたいと思います。以上です。

#### ○17番（真野和久君）

ぜひ、単位防災会であろうと連合会の防災会であろうと、基本的には使用用途に関しては同じ条件になるようにを含めて検討していただきますようぜひともお願いをしたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

それから、防災無線のほうに移っていききたいと思います。

先ほど、防災メールについての充実を図っていくというような話がありましたけれども、まず防災メール、機能重視というのは、具体的にどのようなことを検討されているのか、メールの充実ですね、それについてお尋ねします。

#### ○市民協働部長（奥田哲弘君）

メールの推進ということでございますので、要は、今、防災メールを主に行っています。その用途ということでございますが、担当課においては、今いろいろ検討はさせていただいている状況ではあります、まだ予算の今作成時点で、私ども予算査定も受けている状況ではございせん。

したがいまして、この場で今こういったものについて検討しているというのを発言する段階ではないのかなあと。今後、財政のヒアリングを受け、市長のヒアリングを受け、その上で新たななるものを、こういったものを考えていくということであれば、認められれば今後考えていくべきだと思いますが、具体的な内容はさておき、防災メールを主に行っております。いろんな媒体がございますので、例えば近隣でいいますと、犬山市が今回新たに導入していますよね、新聞紙上にも載っていた件もございます。そういったものもあわせて、今の愛西市の状況から何が取り入れられるか、そういったものを検討しているということでございますので、その点は御理解をいただきたいと思います。以上です。

#### ○17番（真野和久君）

今、具体的にどのようなことを検討したぐらい、ちょっと出してください。そんな査定していますよ、一応そういった話を少なくとも仮にも副市長もぼろっとそういう話を、検討していますよという話は言ったぐらいなんですから。お願いします。

#### ○市民協働部長（奥田哲弘君）

仮に、犬山市が新聞に出ていたことしから新たに始めたものは、防災メールを活用して一般電話機へ発信をする、音声の。そういったものを導入している近隣市もございます。

ただ、そういったものが愛西市で可能なかどうかということを今検討しておりますので、ただ私が今ここで申し上げましても、次年度やりますということはなかなか申し上げられませんが、それは御理解をいただきたいと思います。以上です。

**○17番（真野和久君）**

大体検討しておるといことはわかりました。

じゃあ次に、防災メールの話、当然充実させることはいいことだというふうには思います。それについてはいいんですけれども、現状として今、いわゆる防災同報無線、ことしの訓練、市の訓練が終わった後でも参加された方々に、あるいはその地域の方にお話は聞いたんですけど、やはり聞こえない、1つは。それからもう一つは、話している内容が何を言っているのかわからないという声が、やはりかなり出てきました。これについて市としてこの対策とか、この対応について、どのように考えているのかということについて尋ねます。

**○市民協働部長（奥田哲弘君）**

この御質問に関しましては、本議会においても複数の議員さんからも御質問をいただいている部分ではございますが、無線放送に関しては、うるさいといった意見が多くあったこともございまして、現在は中音量で放送をしているところでございます。

災害時の避難勧告などの緊急を要する防災情報は、最大音量で放送をいたします。また、聞こえにくい場合や、聞き漏らした場合は、無線放送を再度聞くことができる自動録音応答装置、電話で確認もできる、それは活用していただきたい。また、防災メールで登録していただくことにより、無線放送で放送された内容を確認することもできます。

市といたしましては、災害時にはホームページ、ケーブルテレビのL字放送、コミュニティーFM、広報車等の各種情報手段を用いてお伝えをいたしますので、ぜひそちらのほうを活用していただきたい、そういった考えでございます。以上です。

**○17番（真野和久君）**

通常は中音量はわかるんですけれども、たしか防災訓練のときには一定部分については最大音量で流しているのではないのでしょうか。

**○市民協働部長（奥田哲弘君）**

本年新しい試みとして、市江のときは8割で流しました。立田地区で訓練を行ったときは最大音量で、ただ全域ではございませんので、訓練会場に近いところは最大音量で流したところでございます。その辺の、今後訓練等にも活用しながら、どういう状況かというのは検証していきたいと考えているところでございます。以上です。

**○17番（真野和久君）**

今の答弁ですね、やはり音量を大きくしても聞こえない地域とか、それからもう一つは、中身の内容がよくわからない。非常に聞きづらいというような話も出ていまして、その点は、例えば災害時にもう一遍電話で確認しろという話になってしまっても、それは非常に難しいんじゃないかなあというふうに思うんですね。やはり当然、市に電話が集中したりすれば、どうなるかということも容易にわかりますし、そういったことも含めてやはり考えていかなければな

らないというふうに思います。

そういった点も含めて、先ほど防災メールについてを中心に進めていきたいという話がありましたが、市としては、現在行われている防災メールの弱点とか、問題点については何か考えていますか。

**○市民協働部長（奥田哲弘君）**

当然、携帯電話、パソコン等を通して防災メールを流しますので、まず所有していない方は受けることができない。それと、電源の有無に左右されます。また、常に手元になれば情報を受けるのが遅くなってしまいます。携帯の機種が古いものであると、登録できないことがまれにある、そういったことは認識しております。以上です。

**○17番（真野和久君）**

また、そういったことも確かにありますが、そういうと同時に、例えばNHKでニュースでもやられていたんですけども、高齢者の方だと、インターネットにつながる環境とか携帯を持っていないとかということで、やはりそういった点では結構高い割合で、大体4割の方がそうしたことに接していない、できないような状況もあるという話もありましたが、そうしたことに対してはどういうふうに考えていますか。

**○市民協働部長（奥田哲弘君）**

確かに携帯メールを扱えない、また未所有の方、当然お見えになると考えています。しかしながら、近年携帯を保有している方も飛躍的にふえております。登録していただける高齢者の方もふえてきているところでもありますので、防災訓練や出前講座等で積極的に登録案内をしている状況ではございます。保有されていない方におかれましても、家族や親族が見える方は、その方が携帯を保有していることもありますので、防災メールの情報を家族などから得ることも可能ではないかと考える部分もございます。

独居の方で携帯メールを扱えない方などに、どのように防災情報を伝えていくかということが、今後市の課題であるということは認識をしてございます。以上です。

**○17番（真野和久君）**

それからもう一つ、やはり聞こえないという問題に関しては、きょう午前中の質問の中でも出ていましたけれども、岡山県の真備町などは聞こえないという声がありました、同報無線。それから、やはり昨年でも、前の茨城県の常総市でも防災無線が聞こえなかったというのが57.8%だったそうです、よく聞こえなかったのが。

そういう点で、やはり災害時、特に災害が起こるときに、やはりしっかりと情報を一斉に伝えるということが非常に重要なので、そういう点でメールを充実させるということと、一方ではやはり同報無線をしっかりと整備していくことが非常に大事だというふうに考えるわけですね。だからこそ、やはり同報無線、特に戸別受信機の有効性も、そうした災害があるごとに同報無線に関しては、戸別受信機をやはりやっていきたいと思いますということは、それぞれの災害があった地域の経験としても言われていますし、そうしたことが上がっていく中で、やはり国としてもそうしたものを進めていくということで、9月のときに加藤議員も言いましたが、国の

助成金なども出されているわけで、やはりもう少し、真剣に同報無線の戸別受信機の設置について考えていただきたいというふうに思うんですね。一定条件を整えればというような話も言われていますけれども、やはりちょっと真剣に検討していく方向性を考えていただきたいと思うんですけれども、市長どうですかね。

#### ○市長（日永貴章君）

災害時の情報伝達につきまして、さまざまなツールがあるというふうに思っております。市といたしましても、先ほど部長からも答弁させていただきましたが、それぞれのツールについてそれぞれの課題があると。当然、戸別受信機につきましても、以前は佐織町時代にはそういった戸別受信機を設置されてやってきたという経緯もありますが、その状況についても課題があったということも我々も認識をしております。

そういった部分を踏まえまして、また時代の流れとともに先ほどもお話がありましたが、携帯電話1人1台の時代になってきております。そして、災害はどこにいるときに発生するかわかりません。当然、自宅にいるときに発生する場合がありますし、出かけているときに発生する場合もございます。そういったことを十分に我々としては考慮しながら、有効な手だてで皆様方に正確な情報が行き渡るようにしていかなければならないというふうに考えております。

過去から、戸別受信機については全面的に否定しているわけではございませんし、担当部局といたしましても、そういった予算の関係上も十分に考慮して考えていくというふうに御答弁をさせていただいておりますので、今後どういった部分で皆様方に有効な手だてを講じていくか、こういったことを検討していきたいというふうに考えております。

#### ○議長（鷲野聰明君）

少し時間をいただけますか。

お諮りいたします。本日の会議時間は、議事の都合により、会議規則第8条第2項の規定に基づき、会議を延長したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することに決定いたしました。

失礼しました。真野和久議員。

#### ○17番（真野和久君）

戸別受信機の問題ですけれども、やはり携帯メールも含めて、災害時だけではなくて、災害後の復興時に関しても、やはり情報伝達をどういうふうに行っていくのか非常に重要になってきます。やはり、停電をしてしまったりすると、携帯電話の、特にスマートフォンなどは充電間隔が非常に短いので、やはり1日か2日で電源が基本的に切れてしまうような状況にもなってしまいます。そういう点でも、やはり災害後のさまざまな情報をどういう形で得ていくのかというのも非常に重要になってきます。

特に、午前中にもありましたが自宅避難、表現はあれですけれども、自宅避難を進めていくというようなことも、やはり市としても考えられているというふうにも答弁ではありましたが、やはり全てにおいて、さまざまな支援物質が非常に十分にあるわけではないので、そういう点

でもそうしたことも、そういった方向性を打ち出していると思いますが、そういった点でも、やはりそうした中でも手軽に誰でも手軽にいつでも情報が得られるということが非常に重要になってくるわけですね。

この間もずうっと言ってきました。例えば、ケーブルテレビであればケーブルテレビに加入していないと基本的には情報を得ることはできません。それから、FM放送、地域FMに関しても、残念ながら愛西市の中でも聞こえない、特に家の中にいるとほとんど聞こえないというような状況があります。また、メールに関しても、まず受け手としての電源の問題もありますし、また災害後、あるいは災害直後からある時期までは、やはり服装とか、さまざまな携帯メールが繋がらないような状況すら起こり得る可能性もあるわけです。

そういった点で、先ほども言った点で、さまざまな情報手段が必要だと。先ほどホームページなども言われましたけど、ホームページも電源が繋がらないと全くだめなので、かなり非常に低い確率になってしまうわけですがけれども、広報車もなかなかそんな一度には回れないし、残念ながら広報車に関しても、何言っているかわからないという声が災害時にはよくあります。

そういったことも含めて、やはりよりシンプルに情報をしっかり伝えていくという点では、やはり防災無線であり戸別受信機であります。さまざまな災害後のいろんなお知らせにも非常に簡単に、そしてわかりやすく伝えることもできますので、ぜひとも、もう一度しっかりと検討していただきますよう改めて強く申し上げていきたいというふうに思います。よろしく願いをいたします。

それでは、3点目のコミュニティセンターの指定管理の見直しについて入りたいというふうに思います。

これに関しては、先ほどの答弁の中で制度としてはこのままやっていくとか、できるだけ市として相談などにはしっかり乗りますよというようなお話ではありました。ただ、現状の問題としてやはり難しいのは、残念ながら、例えばコミュニティー推進協議会などの役員さんと、いわゆる指定管理者の中心に当たる方が毎年のようにかわってしまうという状況の中で、なかなか業務が継続的に、安定的に行かない。どうしてもいろんな意味で悩み悩みやっついていかなきゃならない状況がやはりあるわけで、相談に乗るという話だけではやはり難しい面もあるのではないかというふうに思います。できるだけ、地元の地域のコミュニティセンターですから、地元でしっかりと活用していただくことが非常に重要だと思いますので、そういった点でも、やはり支援の手を厚くしていくことが大事ではないかなあというふうに思います。

そうした点で、やはり一定の簡素化ということは考えられないのでしょうか。その点について、改めて質問をいたします。

#### ○市民協働部長（奥田哲弘君）

議員おっしゃられる悩み、各コミュニティーからお聞きはしているところでございます。しかしながら、市として考えた場合に、指定管理の制度のもと協定を結んでいるというのも正直でございます。

そんな中、先ほども申し上げましたように、管理人の確保であるとか運用面で御相談はお受

けはいたしますが、契約内容等、今指定管理の協定の期間中で市が請け負う、そういったこともなかなか難しいのかなあと。ただ、非常に実情はわかります。地域の方が順番に管理をしていただいている、非常に悩みを持ってみえるところもございまして、今年度から私どもも連絡協議会、佐織地区だけではなくて佐屋地区であるとか、ほかの地区も含めて横の連携をとりながら、よりよい指定管理業務ができるような形で支援はしていきたいということを考えていますので、その辺は御理解をいただきたい。どうしても市でできること、やっぱり地元でやっていただくべきもの、その辺の区別はすべきかなあとということを思っております。以上です。

#### ○17番（真野和久君）

できるだけ、やはりそういった点も含めてちょっとぜひとも検討していただきたいというふうに思います。

それと同時に、ちょっと聞いた話ですけれども、いわゆるコミュニティセンターの鍵を管理する中で、基本的に当然管理者が鍵を保管して、僕が管理者のところに鍵を取りに行くと、また管理者が基本的に開館、閉館をしっかりとやっていくということはわかるわけではあります。残念ながら、例えば夜間とか休日とかというようになってくると、なかなか常時管理者が対応することができない、管理人さんがいたとしてもなかなかそれ以外の時間というのは非常に難しい状況が現状でもあります。

そういった点での鍵の管理の問題としての現状の課題というのはまず何か、お尋ねをしたいと思います。

#### ○市民協働部長（奥田哲弘君）

鍵の管理についてでございますが、これまで具体的に大きなトラブルが発生はしておりません。ただ、管理人の不在時において、鍵を事前に利用者へ貸す方法で運用している施設もございまして。

これは市外の方を含め、自由に一般の方が利用できる公共施設というあり方として、防犯、防火の観点から管理上好ましくないのではないかと考えてございまして。本来、施設の開館中は管理人が常駐すべきではあります。管理人の体制が整わないところも当然ございまして。そういったところにつきましては暫定措置といたしまして、開館、それからあけ閉めですね、開館及び閉館の業務をシルバーへ依頼するようなどころも今検討をしているところでございます。以上です。

#### ○17番（真野和久君）

ただ、そういったいわゆるあけ閉めのみを、例えばそういった形で依頼をするというようなことになってくると、やはりいろいろとその点についてのいろんな課題も出てくる。例えば、いろいろと地域の使い方などを聞いていると、例えば町内会で打ち合わせをしたりとか会議をする場合だと、午前中、例えば3時間丸々使わないです。最初の時間帯は始める時間を、例えば鍵を管理室へ言ったとしても、終わりの時間帯が、やはり会議などだと、それこそ30分ぐらいで終わってしまうという場合もあるし、3時間丸々やっちゃう場合もあって、それはその議題とか、その月によっても全然違うという話ですね。そうなってくると、例えば早目に終

わっちゃって、そうするとその後、鍵がずっとあけっ放しというような話になりかねない、閉めに来るまでね。そうするとますます、それだちょっと本当に本末転倒になってしまうというふうにも思うんですね。現状でいくと、いろいろ課題は確かにあると思うんですけども、事前に鍵を借りて、そして終わったらきちっと点検をして、あるところに返却するというような形は非常に合理性も一定あると。

なおかつ、この前もちょっとある指定管理の推進協議会の役員さんからも話をされたんですけども、そのときには役員で対応すればいい、そういう形でやれば維持管理費も安くなるのに何でそんなことをやるのというような話すらやはり出てくるような状況にありまして、できるだけ柔軟な対応も必要ではないかなあというふうに思いますので、その点をぜひともちょっと考えていただきたいなあというふうに思います。

あとは、やはり管理人ができるだけ常駐をしていただくというと、管理人の人件費に関しては、基本的に指定管理料の中に含まれるものなのでという話は、それがなかなか実は理解されていなかったりもするんですが、そういうことも含めて、やはりちゃんと説明をしていただくのと同時に、やはりできるだけその管理人さんが置けるような体制を、どうしても地元の人たちという地元で何か管理しなきゃならないから、管理人さんも地元から出さなきゃいけないみたいな感覚も持っていたりするんで、そうしたことも含めて、人材の問題も含めてしっかりと市が相談に乗ってもらえるようにするといいなあというふうに思いますので、その点についてはどうでしょうか。

#### ○市民協働部長（奥田哲弘君）

コミュニティセンターにつきましては地域で運営をしており、管理人の手配など、大変御苦労はあるということは当然認識してございます。先ほど申し上げましたように、しかしながら指定管理の制度のもとに施設を管理していただく以上、指定管理者で管理人の手配をしていただくべきという考えは変わりません。

市といたしましては、指定管理者制度のガイドラインを遵守しながら積極的に支援はしていく考えは持っていますので、全部つけるつもりはありませんが、制度にのっとって支援をしていく、そういった考えでおりますのでよろしくお願いをしたいと思います。

#### ○17番（真野和久君）

制度的な問題は確かにある、そういった中でいかにうまく管理していくのかという形になるとは思いますが、やはりその地域の人にお願いしながら地域で活用していただくところでの指定管理になっているので、そういうところで、やはり地域の方々が管理しやすいようにとか、運用しやすいように一定配慮していくということは、やっぱり重要だというふうに思うんですね。

特に佐織地域でいうと、例えば葬儀などにも使う場合だと、今でも葬儀なんかで使われる場合だと、やっぱり2日間とか丸々全館貸しという話になって、そういう場合は、当然、一応利用予約やなんかされている方にも全部連絡してキャンセルをお願いしてということがやれるのも、やっぱり地元管理だからこそだと思うんですね。それがあ、例えば業者とかに管理を任

せたりすると、とてもそんなキャンセルなんて話を進めていくのは難しくなってしまうと思うので、そうした利便性をうまく確保しながらやっていくためにも、やはりしっかりとその点も含めて、市として対応していただきたいなあというふうに思いますのでよろしくお願いをいたします。

最後に、4点目の公共料金の問題についてですが、上下水道がこれまでもそうだったですけれども、施設利用料等についても、例えば消費税が上がった場合には、消費税分を上乗せする予定があるのでしょうか。その点について確認をしたいと思います。

○企画政策部長（山内幸夫君）

施設使用料について、消費税分はどうだというお話でしたが、きのうも御答弁させていただきましたが、消費税分の改定は今検討をしております。

○17番（真野和久君）

その辺も含めて、やはり市民の皆さんが使いやすいという点でいうと、また値上げという話になってしまいますので、やはり市として、少しその点はしっかりと考えていただきたいなあというふうに思います。

それと、就学援助などについては、額に関しては国からの基準が決まっているというのもありますけれども、特に今後、この間ずっと生活保護費が削減される中で、いわゆる適用基準、就学援助の所得基準等が問題になっていました。その前の基準でやって対応しますという話もありましたが、今後もそうした、いわゆる収入基準などについては、愛西市としては引き上げるなり、あるいは維持していくというような考え方についてはどういうふうに思っていますか。

○教育部長（大鹿剛史君）

現時点におきましては、平成24年12月末日現在の保護基準額、いわゆる旧保護基準額を用いて算定を行っております。以上です。

○17番（真野和久君）

ぜひとも、こういうことも引き続き十分に対応しながら、基準が狭くなったりしないようにお願いをしていきたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鷺野聡明君）

17番議員の質問を終わります。

これにて一般質問を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（鷺野聡明君）

以上をもちまして、本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は12月10日午前10時より再開しますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後4時58分 散会

